

日本法學

第九十卷 第四号 2025年2月

論 說

營業秘密侵害の国際裁判管轄

——ブラッセルI改正規則下の「不法行為地」に関する学説を参考に——

… セレナ・フランコ

資 料

災害復興関係ガイドラインに関する研究

………

小野寺千世 編

雑 報

日本法学 第九十卷 索引

日本法学 第九十卷第二号 目次

論 説

株主提案権の現在実相

——人権DDと株主アクティビズムの最新動向を踏まえて——

… 菅 原 貴与志

「他人の番号の下での行為」の類型化と
契約当事者の確定

——番号と氏名の機能比較を通じた検討——

… 田 中 夏 樹

近世イングランド土地法における土地移転方式

——バーゲン・アンド・セールとリース復帰権放棄——

… 西 山 敏 夫

判例研究

アメリカ大統領選への立候補と合衆国憲法修正一四条三節

——Trump v. Anderson, 601 U.S. 100 (2024)——

… 高 畑 英一郎

判例研究

取締役の善管注意義務違反と役員賠償責任保険
における認識のある法令違反行為免責

〔東京高裁令和2年12月17日判決 令和2年（ネ）第2309号
保険金請求控訴事件 金判1628号12頁〕

… 黒 田 佳 祐

論 説

民法における分配的解決

——EU法・ドイツ法の比例原則の新たな動向——

… 山 田 孝 紀

日本法学 第九十卷第三号 目次

論 説

給付危険と対価危険の部分的移転

——民法五六七条一項で移転する「危険」とは何か——

… 野 中 貴 弘

判例研究

那須雪崩遭難事件の指導者教員の過失責任

——学校スポーツ事故の側面——

… 船 山 泰 範

論 説

デジタル製品等のアップデート義務

——BGBにおける新たな取扱い——

… 蓮 田 哲 也

履行・追完請求権の制限における
債務者の矛盾行為の考慮

… 山 田 孝 紀

営業秘密侵害の国際裁判管轄

——ブラッセルI改正規則下の「不法行為地」に関する学説を参考に——

セレナ・フランコ

第一章 問題の所在

営業秘密侵害は不正競争行為の一つとして定義でき、営業秘密の不正な取得・開示・使用を内容とする^①。同侵害は涉外性を帯びた場合、訴訟の際に当該裁判所が国際裁判管轄権を有するか否かを認定しなければならない。これに関し、民事訴訟法は三条の二において自然人に対する訴えについては被告の住所・事務所等が日本国内における場合、あるいは法人等に対する訴えについては被告の主たる営業所・事務所等が日本国内にある場合、日本の裁判所は国際裁判管轄権を有すると定めている^②。しかし、被告の住所またはその主たる営業所あるいは事務所が日本には所在しな

い場合には、三条の二に基づいて日本において国際裁判管轄を認めることができない。それにもかかわらず、三条の三は、三条の二に基づいて日本の裁判所の管轄権が認められない場合でも、事件の類型に応じて国際裁判管轄の管轄原因を定めており、被告が日本に住所をもっていなくても日本の国際裁判管轄を認めることができる。^③ 同条は営業秘密侵害の管轄原因を直接定めていないが、同侵害を一つの不法行為とすれば、^④ 不法行為に関する訴えについて定める民事訴訟法三条の三第八号に基づいて日本の国際裁判管轄を認めることが考えられる。民事訴訟法三条の三第八号は不法行為があつた地が日本国内にあるとき日本の国際裁判管轄を認めるが、営業秘密侵害における「不法行為地」をどのように解釈すべきかについては、判例と学説の間には見解の対立が見受けられる。

そこで、筆者は、上記解釈論への示唆を求めるため、欧州連合（以下は「EU」という）の規則を見ることとする。なかでも、EUにおいては、国際裁判管轄について、「民事及び商事事件における裁判管轄並びに裁判の承認及び執行に関する二〇一二年一月二日の欧州議会及び理事会の規則（改正）二〇一二年・一二二五号^⑤（以下は「ブラッセルI改正規則」という）」が成立していることから、同規則を取り上げたい。その理由としては、ブラッセルI改正規則も7条2項において不法行為地を管轄原因としてEU構成国の国際裁判管轄を認めているのみならず、7条2項の不法行為地は、民事訴訟法三条の三第八号と同様に、加害行為地と結果発生地を内容としているため、日・EUの不法行為地の規則について一定の接続性が認められ、比較検討が可能であると思われるからである。くわえて、日本においては、営業秘密に焦点を当てた上で、不法行為地に関するブラッセルI改正規則の学説を取り上げる先行研究は少なく、不法行為地の一般論に言及する判例評釈に留まっていることが見受けられる。^⑥

本稿においては、営業秘密侵害に関する民事訴訟法下での判例と学説を整理した上で、ブラッセルI改正規則の7

条2項の構造と学説を紹介する。次に、その議論から示唆を得た上で、営業秘密侵害の不法行為地をどのように解釈すれば民事訴訟法三条の三第八号に基づいて国際裁判管轄は認められるかについて検討する。

なお、営業秘密侵害の国際裁判管轄については、二〇二三年六月十四日に「不正競争防止法等の一部を改正する法律」(以下は「改正法」という)が令和五年法律第五十一号として公布された。改正法十九条の二は、営業秘密侵害に対する訴えについて、同侵害が一定の要件を満たした場合、日本の国際裁判管轄を認めている⁽⁷⁾。本稿においては、改正以前の法的状況に関しブラッセルI改正規則との比較考察を行い、上記改正法施行以前に提起された訴訟と、営業秘密侵害が改正法の要件を満たさない訴訟には、不法行為地はどのように解釈すべきかを究明することを目的とする。

第二章 民事訴訟法下の議論

民事訴訟法は二〇一一年の改正の際に国際裁判管轄規則を設けるようになったが、改正前にはそのような規則はなかったため、渉外的関係に対し国内管轄規則が類推適用されていた。なかでも、不法行為地については、国内の裁判籍を定める五条九号を適用することが一般的であった。当時の不法行為地の概念は加害行為地のみならず、不法行為の結果である損害が生じた地も含んでいると一般に認められていたが、結果発生地の解釈や不法行為地管轄の適用については議論があった⁽⁸⁾。

改正後の民事訴訟法は三条の三第八号において不法行為に対する訴えについて、不法行為があった地が日本国内にある場合には、日本の裁判所の管轄権を認めることを定めている。その根拠としては、不法行為地には訴訟資料、証拠方法が所在していることが多いこと、かつ、同地での提訴が被害者にとっても便宜的であることが挙げられてい

る。^⑨ なお、同号による訴えは、不法行為責任に基づく権利義務を訴訟物とする訴えを広く捉え、その範囲を民法上の不法行為に限定しておらず、不正競争防止法の規定に基づく侵害停止等の差止訴訟や債務不存在確認等も包含すると一般的に解されている。^⑪ 民事訴訟法三条の三第八号における不法行為地は加害行為地と結果発生地の双方を含んでおり、加害行為地は不法行為の原因となる行為が行われた地であり、その地には予備的行為が行われただけではなく、実行行為の少なくとも一部がなされるものでなければしないと説明されている。^⑫ 他方、結果が発生した地については、その結果が通常予見できない場合を除いて、不法行為地として認定できるが、その結果の範囲については議論がある。すなわち、発生した結果は二次的・派生的なものを包含せず、直接的なものに限定すべきであるとの見解があるが、それに対し、経済的損害のような場合にはその区別が困難であるとの指摘があり、^⑭ 結果は直接的なものと派生的なものを区別する必要はなく、当事者の予見可能性という要件の下でそれを考慮すれば足りるとの見解も示されている。^{⑮⑯} 営業秘密侵害の不法行為地についてはいくつかの判例と複数の学説が見受けられ、それらを以下において紹介する。

1 判例

以下においては、営業秘密侵害に関する涉外判例は全て網羅されている。

(1) 東京地裁平成元年五月三十日中間判決^⑰

ア 事実の概要

X（原告）は日本の会社であり、その肩書地本店以外に何らの営業所、出張所及び子会社等も有しない。これに対

し、Y（被告）は、電子システム・製品・部品等の製造等を業とする大資本のアメリカ合衆国法人であり、世界的規模で事業活動を営んでおり、日本国内にも子会社を有している。一九八四年十月頃、Xは、Yの元従業員である訴外Bが社長兼株主である訴外会社Aとの間で技術援助契約を東京において締結し、その契約に基づきAから一九八五年ころまで数度にわたってYの専有技術及び事業情報（以下は「専有情報」という。）の供与を東京で受けた。他方、当該不法行為の発端となった計画の立案、交渉、専有情報に係る技術的図面、技術的デザイン等の書面の準備作成はオハイオ州で行われた。Yは、専有情報はYが独占的に有するノウハウに含まれるものであるため、XがAとの間で右技術援助契約を締結し、それに基づき専有情報を入手したことは、YとBとの間の雇用契約によりBがYに負っていた秘密保持義務に違反するものであるとし、一九八五年十月二一日、X等を共同被告として、不正競争、企業機密の盗用、不当利得及び組織犯罪取締法違反に基づく民事救済を求め、オハイオ州北部東地区連邦地方裁判所に提訴した。これに対し、XはYが主張している各債権及び差止請求権が存在しないことの確認を日本の裁判所に対し求めた（本件）。

イ 判旨とコメント

（ア） 判旨

本件訴訟について当裁判所は裁判管轄権を有すると判断した。裁判所は日本の国際裁判管轄については「Xが、Yの元従業員であるBが設立した訴外会社Aを通じて、BのYに対する雇用契約上の秘密保持義務違反に当たることを知りながら、Yの専有情報を違法に入手したというものであつて、この債権は、民法七〇九条の不法行為による損害賠償債権と同様の性質を有するものといふことができるから、その消極的確認を求める本件訴訟の国際的裁判管轄権

の有無を判断するについては、立証の便宜の観点から不法行為地に特別裁判籍を認めた民事訴訟法一五条一項の趣旨を斟酌し、不法行為地が我が国内にあるときは、我が国の裁判所が管轄権を有するものと解することが右条理に適用すべきである。ところで、別紙目録一記載の事実のうち、Xが訴外会社Aとの間で、銅箔の表面処理に関する新しいシステムについての本件契約を締結し、右契約に基づき訴外会社Aから技術指導を受けたこと並びに右契約を締結するための交渉、契約書の作成及び技術指導がいずれも日本の東京で行われたことは、当事者間に争いがない。右事実によれば、本件不法行為の加害行為とされているもののうち専有情報の入手という重要な行為が日本の東京で行われたことになる。したがって、本件においては、我が国の裁判所に不法行為地の裁判所として国際的裁判管轄権を認めることが条理に適用するものというべきである。」と判示した。

(イ) コメント

本件の主な論点は訴訟競合となり、⁽¹⁸⁾ 国際裁判管轄を重点的に解説する見解は見受けられない。

(2) 大阪地裁平成十六年二月五日⁽¹⁹⁾

ア 事実の概要

X（原告）は日本法人であり、オーストラリアにはその子会社の訴外会社Aを有している。Y（被告）はオーストラリア国籍、オーストラリア在住の人である。Yは一九九九年五月二十四日にAに採用され、二〇〇一年五月二十一日から同月二十四日まで日本へ出張し、Xの技術に関する複数の説明等を受けた。その後、Yは、Aを退社し、X

の競争会社にあたるオーストラリア法人の訴外会社Bに転職した。その後、日本の訴外会社Dは商品の採用を入札コンペ方式により決定することとし、Xと、Bの関連会社である日本会社の訴外C等はその入札に参加したが、Cが落札した。そこでXは、YがBに転職する予定であることを秘匿し、Xを欺罔して、Xの営業秘密を不正に取得・開示し、又はXから在職中に示された営業秘密を不正の利益を得る目的若しくはXに損害を加える目的で開示したとし、不正競争防止法二条一項四号又は七号、四条に基づき、損害賠償等を請求している。これに対し、Yは本件については日本に裁判管轄はないと主張して、訴えの却下を求めている。

イ 判旨とコメント

(ア) 判旨

訴え却下。裁判所は営業秘密侵害の国際裁判管轄については「我が国に住所等を有しない被告に対し提起された不法行為に基づく損害賠償請求訴訟及び不正競争防止法に基づく損害賠償請求訴訟につき、民事訴訟法の不法行為地の裁判籍の規定（民事訴訟法五条九号）に依拠して我が国の裁判所の国際裁判管轄を肯定するためには、原則として、被告が我が国においてした行為により原告の法益について損害が生じたとの客観的事実関係が証明されれば足りると解するのが相当である。（…）少なくとも、YがXの保有する技術上又は営業上の情報で公然と知られていないものを取得し、これが利用されたことにより営業上の損害を生じたという客観的事実関係が証明されることが必要である」というべきである。」とした上で、その客観的事実関係について証明されていないと判断した。

(イ) コメント

この事件の管轄原因については次のようなコメントが寄せられている⁽²⁰⁾。すなわち、不正競争行為の管轄原因は不正競争行為の準拠法に関する議論に倣い、不正競争行為を類型化した上で認定できると解し得る。営業秘密侵害の準拠法については、不正競争行為は特定の相手に向けられた行為と、市場に向けられた行為に分けられ、前者は単なる一般不法行為に該当し、後者は不正競争行為に該当すると解されている。これに鑑みて、この事件における営業秘密侵害は市場とは関係を持たず、当事者間にしか関わりを有しないため、その管轄原因が不法行為地となると考えられる。それゆえ、営業上の損害が証明されたと仮定すれば、この事件の営業秘密が不正に取得されたのは日本だが、同営業秘密が開示・使用されたのはオーストラリアであり、かつ、営業秘密侵害による損害は日本に発生したため、不法行為地が隔地的なものであり、それに関する国際裁判管轄は日本に限らず、オーストラリアにも認められるとされている⁽²¹⁾。

(3) 最高裁第一小法廷平成二六年四月二十四日⁽²²⁾

ア 事実の概要

X（原告、控訴人、上告人）は、肩書地に本店を有し、眉のトリートメントを扱うサロンの経営等を行うアメリカ合衆国カリフォルニア州法人である。訴外会社Aは眉のトリートメントを扱う美容室等の経営等を目的とする日本法人であり、Y1～Y5（被告、被控訴人、被上告人）は、Aの取締役（Y1とY2）とその従業員である。Xは、訴外日本法人Bとの間で、二〇〇三年二月二十三日、X技術の独占的使用権、X製品の独占的販売権、Xロゴの独占的使用権をBに付与し、その対価として一定のロイヤリティをBが支払う旨の導入契約を締結した。Xは二〇〇四年四月頃、

導入契約に基づいて、当時Bの従業員であったY1及びY2を、カリフォルニア州に所在するX施設に受け入れ、自己の技術の教示と指導を行った。Y1とY2は、B及びXに対し、B退職後はXの技術を日本国内及びその他の地域で使用しないことを誓約する旨の誓約書を差し入れた。Aは、ビューティサロン及びエステティックサロンの経営等を目的として二〇〇六年二月二日に設立され、Y1及びY2は、A設立の時からAの取締役に就任した。Y1とY2は、同月以降Bを退職し、Aにおいて眉のトリートメントを実施するサロンの運営を開始した。Xは、二〇〇七年五月七日、Yらに対し、YらがXの営業秘密にあたる眉のトリートメント技術及び情報等を不正使用、開示していると、共同不法行為に基づく損害賠償請求及び不正使用行為等の差止めを求める訴えを米国裁判所に提起した。米国裁判所は、二〇〇八年十月八日、米国訴訟につき欠席判決を求めるXの申立てを一部認める命令をし、これに基づき、同月九日、Yらに対し、損害賠償並びに上記技術の不正使用行為等の差止めを命じる判決を言い渡し、この判決は確定した。その後、Xは米国の裁判所がYらに対し言い渡した判決のうち、懲罰的賠償命令部分を除いた損害賠償及び差止命令部分について日本の裁判所に対し執行判決を求めた。

なお、この事件では、直接管轄ではなく、間接管轄が問題になるが、間接管轄については民事訴訟法一一八条が適用され、同条一号は通説によれば承認国の直接管轄規定を当該事件に適用し、それに基づいて判決国裁判所の国際裁判管轄が認められるときに承認管轄要件も満たされると説明されている。⁽²³⁾したがって、この事件では米国を不法行為地として認定できるかが問題となっている。

イ 第一審の判旨とコメント⁽²⁴⁾

(ア) 判旨

請求棄却。裁判所は営業秘密侵害の不法行為地については、「米国訴訟につき米国裁判所が国際裁判管轄を有すると認められるためには、Xが米国訴訟において主張したYらによる本件X技術という営業秘密の不正使用・開示によるX事業の妨害等の不法行為の事実、Yらの前記不法行為により本件X技術の価値が毀損され、XのB向けの売上減少の逸失利益及びYらによる売上げの不当利得等の経済的損害が発生した事実並びにこれらのうちいずれかが米国裁判所の土地管轄内において発生した事実という客観的事実関係の証明が原則として要求されるというべきである」とした上で、その証明が足りないと判示した。⁽²⁵⁾

(イ) コメント

第一審における不法行為地については、コメントが寄せられていない。

ウ 原審の判旨とコメント⁽²⁶⁾

(ア) 判旨

控訴棄却。裁判所はYらの加害行為地が日本であるとした上で、不法行為地としての結果発生地については「(…)Xが、米国訴訟において、Yらによる本件不法行為によりXに生じた損害（結果）として主張したのは、①B向けの売上減少の逸失利益、②アジア以外の地域におけるライセンス料の低下、③Yらによる売上げの不当利得に限られ、

米国判決において、損害として認容されたのはそのうちの①の損害と③の損害の一部であり、②の損害の請求は棄却されている。したがって、米国判決においては、本件X技術が我が国においても保護に値する被侵害利益であることを前提として、Yらの我が国における行為によって、我が国でも保護される本件X技術（本件営業秘密）が侵害されたことを理由に、我が国においてX製品の売上げが減少した損害と我が国で営業活動を行うYらの売上げの一部を損害として認容したものである。そうすると、米国判決において認容された上記①及び③の各損害の発生地は、いずれも日本国内というべきである。また、Xの主張する上記①及び③の各損害は、Xの本店所在地のカリフォルニア州では、単に会社経理上その他で経済的損失が発生したにすぎず、二次的・派生的な損害であるから、カリフォルニア州は、不法行為地管轄における損害（結果）発生地ということはできない。すなわち、不法行為地管轄の損害（結果）発生地は、直接的な損害（結果）が発生した地に限られ、二次的・派生的な損害（結果）発生地は含まれないと解すべきである。」とし、米国に間接管轄を認める余地はないと判断した。

(イ) コメント

原審の判断については以下のようなコメントが寄せられている。²⁷⁾ すなわち、原審はカリフォルニア州が二次的損害発生地に過ぎず、結果発生地に当たらないとしているが、営業秘密は無形のものであるため、その侵害による経済的侵害が生じることが多く、物理的な損害と区別するのが困難である。また、営業秘密侵害による損害は広範にわたることが多く、不正な開示・使用が行われた地にその範囲を限定することが不合理である。それよりも、侵害行為により結果が生じた国家から当事者の予見可能性を基準に合理的な関連のある国家において救済申立を認めるべきである

とされている。⁽²⁸⁾

エ 最高裁判所の判旨とコメント

(ア) 判旨

破棄差戻し。裁判所は営業秘密侵害の不法行為地については「民訴法三条の三第八号の「不法行為に関する訴え」は、（…）民法所定の不法行為に基づく訴えに限られるものではなく、違法行為により権利利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者が提起する差止請求に関する訴えをも含むものと解される（最高裁平成十五年（許）第四四号同一六年四月八日第一小法廷決定・民集五八巻四号八二五頁参照）。そして、このような差止請求に関する訴えについては、違法行為により権利利益を侵害されるおそれがあるにすぎない者も提起することができる以上は、民訴法三条の三第八号の「不法行為があった地」は、違法行為が行われるおそれのある地や、権利利益を侵害されるおそれのある地をも含むものと解するのが相当である。（…）」とした上で、本件の米国判決は日本国内だけでなく米国内においてもYらの不正行為の差止めを命じていることに鑑みても、YらがXの権利利益を侵害する行為を米国内で行うおそれがあるか、Xの権利利益が米国内で侵害されるおそれがあるとの客観的事実関係が証明された場合には、本件米国判決のうち差止めを命じた部分については、民訴法三条の三第八号に準拠しつつ、条理に照らして間接管轄を認める余地があると判断した。

(イ) コメント

最高裁判所の判決については、不法行為地の判断をめぐって以下のような意見が寄せられる⁽²⁹⁾。すなわち、営業秘密侵害の不正開示の差止請求は不作為を求めるものであり、その場所的範囲を特定することが困難であることから、不法行為地を画定できないことが多いが、この事件を例にとれば、営業秘密の不正な開示・使用を内容とする加害行為は行為者の随意によりその場所を変更できるため、開示の行為地より不作為義務自体の場所的関連に注目すべきであり、特定の国家内に守秘管理されている営業秘密に関してはその国に守秘義務に関する原則的管轄を認めることが適当であると解する見解がある⁽³⁰⁾。ほかには、ブラッセルI改正規則の不法行為地の解釈にかかる欧州連合司法裁判所(Court of Justice of the European Union、以下は「CJEU」という)の先決裁定に鑑みて、結果発生地を被害者の利益の中心地とする見解⁽³¹⁾がある。その先決裁定は、インターネットを通じて侵害された人格権について、加害行為地は加害者の設立地、結果発生地は被害者の利益の中心地(通常は被害者の常居所地)及びインターネット上のコンテンツにアクセスができる場所と判断した⁽³²⁾。これに対し、商標権と著作権に関わるインターネット上の侵害について、CJEUはこれらの権利について属地主義を採用すべく、人格権侵害と同様なアプローチはとれないと解した⁽³³⁾。したがって、営業秘密侵害は、インターネット上で行われた侵害と同じではないものの、通常属地性が認められない知的財産であり、世界中どこでも侵害が発生するおそれがあることから、インターネットでの人格権侵害と同様に拡散型の性質を有しており、営業秘密侵害の結果発生地も被害者の利益の中心地と考えられ、本件の結果発生地はカリフォルニア州に該当すると解され得るとしている⁽³⁴⁾。

(4) 横浜地裁平成二六年八月六日⁽³⁵⁾

ア 事実の概要

X（原告）は医薬品の研究開発等を目的とする日本法人であり、Y（被告）は医薬品の製造販売等を目的とし、本店をソウルに置き、日本国内に営業所を持たない大韓民国法人である。Yは、かつて訴外C（アメリカ在住のアメリカの大学教授）と協力関係にあり、その研究に資金を提供していた。Cは、その研究成果である「 β 」という化合物について米国で特許を登録し、その権利をYに譲渡した。しかし、YとCは二〇〇五年以降対立関係になり、Yは、二〇〇六年七月、米国のワシントン州西部地区合衆国連邦地方裁判所において、契約違反、営業秘密の不正使用等を理由に、C及びその研究所を相手方に提訴したが、訴訟は和解により終了した。一方、Xは、米国カリフォルニア州において、Cの協力の下、遅くとも二〇一一年春以降、「 α 」という抗癌剤の臨床試験を行っている。Xは二〇〇九年六月五日、 α について日本の特許庁に対し、国際出願をした。Yは、二〇〇九年一月六日、Xが行っている α の開発行為に関し、 α は β と関連しており、Yが独占的実施権を保有する特許権を侵害するものであるとXに通知した。その後XとYはこの問題をめぐって協議を行い、二〇一〇年七月二二日発効の相互秘密保持契約を締結した。Yは、二〇一二年二月六日、米国のカリフォルニア州中部地区合衆国連邦地方裁判所に、C及びXを相手方として、契約違反、詐欺、守秘義務違反及び営業秘密不正使用の訴え（以下は「連邦訴訟」という）を提起し、Xに対し、Yが関係する機密の情報又は材料についての特許出願手続の差止め、当該特許出願による権利のYへの譲渡、Yが関係する機密の情報及び材料を使用することの差止め、不当に得た利益の返還、損害賠償等を求めた。これに対し、XはYを相手方として、二〇一二年十一月五日に日本で提訴し、連邦訴訟における各請求の不存在確認を求めた（以下は「本件」と

いう。

その後、Yは、連邦訴訟の相手方からXを外したが、二〇一三年一月九日、米国カリフォルニア州のロサンゼルス郡上位裁判所に、X及び氏名不詳者二〇名（従業員、代理人等）を相手方とし、訴えを提起し、連邦訴訟と同様の請求を行った。Xはこの訴訟を受け、本件の請求内容を変更した。なかでも、Xによれば、Yは二〇〇九年一〇月、Xが行っている α の開発行為に関し、Yが独占的实施権を保有する β の特許権を侵害するものであるとXに通知した後、Xは、XとYが協議した際にYと合意した上、Xの営業秘密の部分をマスキングした「特許調査報告書」をYに送付した。ところがYが、当該報告書から得られた技術情報を米国におけるYの別の特許出願との対比検討と当該特許のクレーム変更に利用したことから、Xは、Yのその行為がXが有する営業秘密の侵害であると主張している。

イ 判旨とコメント

(ア) 判旨

訴え却下。裁判所はXが主張している不正競争行為について民訴法三条の三第八号が適用されたとした上で、それについて「Xがそこで問題としているYの行為は、(…)クレームの削除、追加であるが、これは米国における特許出願に係る行為であるから、Yが米国内においてした行為である。(…)また、(…)クレームの削除、追加によってYの特許出願による権利に変更が生ずるのであれば、この権利が米国の特許法に基づく権利である以上、これによって影響が及ぶのはXの営業活動のうち米国内におけるものに限られ、日本国内におけるものが影響を受けることはあり得ない。Xに損害が生じたとすればそれは米国内で生じたものというべきである。この点につき、Xは、Xに財産

的損害が発生した以上それはXの本店所在地である横浜市内で発生したというべきであると主張する。しかし、民訴法三条の三第八号にいう『外国で行われた加害行為の結果が日本国内で発生した』とは、法益侵害の直接の結果が日本で発生したことをいうと解すべきであり、この観点からみる限り、Xの主張するYの加害行為の結果は上記のとおり米国内で発生したとみるほかない。ほかに、『加害行為の結果が日本国内で発生した』ことに関し具体的な主張はなく、その証明もない。したがって、「Yがした行為によりXの権利利益について日本国内で損害が生じた」との（…）の客観的事実関係は証明されていない。」と判示した。

（イ） コメント

この事件に関するコメント³⁶⁾は次のように述べている。すなわち、本件では、Xは自己の営業秘密が侵害されたと主張しているが、営業秘密については属地的主義を採用できず、特許権等のいわゆる知的財産権とは異なる要素がある。なかでも、この事件のような営業秘密を考えるにあたり、研究開発にかかる市場を念頭に置いておくべきであり、その市場は、営業秘密自体の価値を対象とする技術市場と、営業秘密を用いて提供される商品やサービスの製品市場に分けられる。後者は国ごとに分割でき、その侵害行為による損害は国家ごとに区切ることができるが、前者は、世界規模になり得ることもある。これに鑑みて、この事件の営業秘密は技術市場に関わるものであり、その範囲が極めて広く、その侵害結果についても単に特許が申請された国においてのみだけでなく、世界中に瞬時に広がることが考えられる。したがって、Xの営業秘密を利用した米国特許に関するクレームの書き換えによって生じる損害は、米国内に限られておらず、このような遍在的な損害発生の場合には、それぞれの国において管轄も認められるものの、原則

として、被害者の利益の中心地、つまりその本拠地に該当すると考えるのが妥当であり、本件においてはその本拠地が日本であるとされている⁽³⁷⁾。

2 学説

学説では、国際裁判管轄の有無の判断について、営業秘密侵害における不法行為地の解釈が分かれている⁽³⁸⁾。すなわち、第一に、加害行為地を重視すべきではないとしつつ、結果発生地は営業秘密の保持者がその秘密を管理している地とする見解がある⁽³⁹⁾。これによると、営業秘密侵害を、加害者が被害者の守秘管理を破り、不正に営業秘密を取得・開示・使用することを内容とする不法行為と捉えた場合、管轄原因としての不法行為地を認定する際、上記判例(1)と同様に侵害者側の行為が行われた地に比重を置くべきことになる。特に、守秘管理を破り不正に情報を取得・開示・使用することは当該不法行為の違法性の根源であることから、秘密保持者がその営業秘密技術を守秘管理している地は原則的な結果発生地にあたると解される。他方、営業秘密侵害の具体的な開示と取得は、完全には排除されることはないものの、その偶然性により被害者の予見可能性に適わず、大きな意味を与えるべきではないとされている⁽⁴⁰⁾。

第二に、加害行為地が営業秘密の最終的な取得地、並びに侵害の準備行為地にも該当し得るとともに、保持者が秘密を管理する地を結果発生地とする見解がある⁽⁴¹⁾。これによれば、営業秘密侵害による損害は、二次的・派生的な経済的損害を除けば、第三者の不正な取得による情報の秘密性・独占性の喪失、つまり、その経済的な価値の毀損である。これに基づけば、結果発生地としてはまず、営業秘密の保有者の優位性が毀損された市場地が挙げられるが、この地

は営業秘密における損害を適切に把握できない。次に、結果発生地としては営業所の所在地を挙げることができるが、その場合には損害の内容が不明確であり、また、損害が営業秘密のライセンス料相当額や営業秘密を含んだ製品の利益減少に該当したとしても、結果発生地が企業会計上の帰属先となる場合、情報の秘密性が喪失された場所とは無関係に認定されることとなる。これにくわえて、営業秘密侵害の結果発生地を市場地または営業所在地と捉えた場合は、加害者が複数の国々において当該営業秘密を用いて販売行為を行った場合、販売各国または各営業所の所在国において生じた損害も日本における訴訟の審理対象になるかが不明確であり、そして被害者は複数の国において提訴する可能性もあり、それは訴訟経済に適わないのみならず、各国の裁判所の国際裁判管轄と準拠法規則の違いにより跛行的法律関係の可能性も孕んでいる。したがって、結果発生地は営業秘密の保持者がそれを管理していた地として考えるべきである。これにより日本において取得された営業秘密を不正に取得した加害者がその秘密を海外において用いて利益を得たとしても、海外に生じた損害が秘密性の排除を起点として拡大していると解し、営業秘密侵害による利益の減少に関しては日本の国際裁判管轄が認められることとなる。⁴²⁾ 加害行為地については、加害行為に含まれる行為の中からどのような行為を重視すべきか、そしてどの範囲の行為が加害行為に含まれるかが問題となる。上記判決(1)は「重要な行為」が日本で行われていれば、加害行為地が日本に認められるとし、加害行為は営業秘密を最終的に取得する行為のみならず、営業秘密の取得の根拠となる契約の締結、当該契約締結に向けた交渉等の行為も含まれるとしている。もともと、営業秘密は最終的にはどこで取得されるかが偶然である一方、営業秘密の侵害行為は計画の下で行われることが多く、準備行為の方が結果に大きい影響を齎す場合も想定できる。加えて、加害行為についての証拠方法は準備行為に関わるが多い。したがって、加害行為地としては、最終取得行為地のみではなく、民事訴訟

法三条の三第八号の上記趣旨に鑑みて、その準備行為が行われた地も挙げられることができると解されている。⁽⁴³⁾

第三に、加害行為地を営業秘密の取得・使用・開示行為が行われた地としつつ、結果発生地を営業秘密管理地とする見解がある。⁽⁴⁴⁾ この見解によれば、結果発生地については、法の適用に関する通則法（以下は「通則法」という）十七条の結果発生地と同様に解し得るが、準拠法については最も密接な関係の地の法を一つに絞り選択しなければならぬ一方、国際裁判管轄は事件に關係を有する複数の国の裁判所に認められる。それに、当事者間の衡平、適正・迅速な審理の実現、証拠収集の容易性等を考えれば、通則法と民訴法とにおける結果発生地を同様の基準で解釈する必要はないと説明されている。これを背景に、結果発生地を加害行為地とすれば、加害者の予見可能性に適い、侵害行為の証拠の所在も容易に予測できるが、その反面、侵害行為が複数の国家を跨り行われた場合には、併合管轄に直面することとなる。次に、結果発生地は不正競争法諸法の目的である市場の調整かつ証拠方法を考慮すれば市場地と解され得るが、この立場では営業秘密が取得されても、直ちに被害者の利益喪失が生じていない場合には市場地を確定できないことと、市場が複数の国家にわたって拡大している場合に併合管轄の問題が現れることが懸念されている。さらに、結果発生地が被害企業の所在地として考えられるが、この立場は原告住所地管轄を肯定する可能性があり、当事者間の衡平に反するとされている。ほかに、結果発生地を損害発生営業所の所在地として考えることも可能であるが、それに従えば、どの損害が指定されているかが不明であり、結果発生地が、情報の秘密性が失われた場所とは関係なく、営業秘密侵害による企業会計上の帰属先となること、営業所が複数存在していれば営業所の特定が困難であることと、併合管轄の可能性が指摘されている。したがって、異なるアプローチが必要となる。すなわち、営業秘密保護の本質がその秘密管理性であるため、結果発生地は秘密管理地として捉えられ、それにより秘密管理性に関する

証拠の所在が予測され、また被害者は国際裁判管轄を想定した上で管理地を自ら指定できる。それに、この立場は営業秘密侵害に関する事件においてはその秘密管理性が争点になることが多くあることから、民事訴訟法三条の三第八号における、訴訟資料や証拠方法等が所在している地を考慮するという趣旨にも配慮しているとされている。他方、この立場に対しては、秘密管理性が争点となった場合には、裁判が終わるまでは秘密管理性の有無や管理地が確定できないとの問題点が指摘されている⁽⁴⁵⁾。また、業界における通常の注意を払えば、秘密管理地は被害者が管理している秘密であり、その秘密について不正取得が介在したことを知りえたときに限って結果発生地となるという見解も述べられている⁽⁴⁶⁾。

第四に、加害行為地を営業秘密の取得・使用・開示行為が行われた地とするとともに、結果発生地の総合的な判断を提唱する見解がある⁽⁴⁷⁾。これによれば、準拠法の決定の場合と同様に、結果発生地を営業秘密の秘密管理地と解し得るが、管轄規則の場合には、必ずしもその地に限定されず、市場地または被害者の所在地等も結果発生地と解することにより、事件に応じた柔軟な認定を適切に行うことができるとされている。その理由は、営業秘密の取得または開示の結果は秘密性の喪失に限らず、市場喪失も考慮すべきであり、また、営業秘密侵害の損害は直接法益侵害地においてだけでなく、最終的に被害企業にも経済的損失として及ぶことがあるからである。このアプローチに対しては、請求訴訟の場合には原告住所地管轄を肯定することになるとの批判があり得るが、不法行為地管轄について客観的事実関係証明説が採用されていることと⁽⁴⁸⁾、民事訴訟法三条の九により例外的に日本の国際裁判管轄を否定できることに鑑みて、日本の過剰管轄を十分に回避できるとされている⁽⁴⁹⁾。この学説の根拠としては、不正競争行為に関する諸法の法益は事業者の営業上の私益と公正な競争秩序という公益を保護しようとしているが、国際裁判管轄を認定するにあ

たり、いずれの法益を基準にすべきか、結果発生地における直接的結果をどのように理解するかで見解が分かれ得るが、この見解では、その法益のいずれも考慮すべきであり、経済的な損害にも配慮し、結果発生地を一つに絞らずに柔軟な解釈を可能とすべきであると解されている。⁽⁵⁰⁾

第五に、加害行為地を営業秘密の取得・使用・開示行為が行われた地とするとともに、結果発生地を被害者の事業主体本拠地と解する見解がある。⁽⁵¹⁾これによれば、結果発生地を認定するにあたっては、日本における権益に害を与えた地を特定する必要があるため、準拠法の議論が参考になり、⁽⁵²⁾これに基づいて、以下のような見解が述べられている。すなわち、諸外国の実質法において営業秘密を保護するためには一定の管理状態が必要とされていることと、営業秘密侵害の保護法益がその管理状態であることから、営業秘密管理地を結果発生地として挙げられる。もともと、秘密管理が整備されているかが争点となる侵害事件では、営業秘密管理地を最初から適切に把握できないことがあり、営業秘密が他国に所在するサーバー上において管理されている場合には、そのサーバーの所在地を結果発生地と解することは適切ではない。次に、結果発生地を加害行為地と解することも考えられるが、加害行為地は加害者の恣意的な選択によることもあることから結果発生地特有の、被害者保護という趣旨から逸脱しているとされる。同時に、メタバース空間において行われる侵害も想定されるため、加害行為地を結果発生地として採用すべきではない。さらに、市場地を結果発生地と解することも考え得るが、営業秘密侵害はかかる秘密の開示や内部使用に該当する場合、市場に影響を与えない場合がある。また、メタバース空間のような市場では、市場の所在地を特定することが困難である。したがって、この見解では、被害者の本拠地を結果発生地と解することとなる。これは結果発生地を、営業秘密が保有されている事業体の本拠地ではなく、営業上の利益が侵害された本拠地にあると解するもので、営業秘密の保持

者はその本拠地において同秘密を独占することにより有形無形の営業上の利益を獲得できることを根拠とする。これにより、海外のサーバーにおいて営業秘密が管理され、遠隔で不正に使用された場合、あるいは侵害者が営業秘密を内部において使用した場合、サイバー空間における開示や使用の場合でも結果発生地を合理的に確定できると解されている。⁵³⁾

3 まとめ

以上、営業秘密侵害の国際裁判管轄を判断するにあたり、同侵害の不法行為地を管轄原因とする可能性と不法行為地の解釈についての日本の判例と学説で行われてきた議論を概観した。判例についてみると、まず二〇一一年改正前の民事訴訟法の事件として上記判例(1)・(2)・(3)が挙げられる。(1)では、営業秘密侵害事案の国際裁判管轄を認定するにあたり、契約締結、営業秘密開示、契約交渉等の加害行為に関する一連の重要な行為を重視し、その中の営業秘密開示が行われた地が管轄原因となる不法行為地として認定された。(2)については、不法行為地の証明は足りなかったが、国際裁判管轄の判断に際しては営業秘密侵害を不正競争行為として見るべきであり、この場合の不正競争行為は特定の相手に向けられた行為に該当するため、通常的不法行為として見るべきであるとのコメントが寄せられている。判例(3)は、営業秘密侵害の場合における管轄原因としての不法行為地を認定するにあたり、経済的損害を受けた被害者の本拠地は考慮する必要はないと判断したが、これに対し営業秘密侵害の範囲は容易に拡大することがあり、その結果発生地を認定するときには当事者の予見可能性を考慮すべきであるとの批判がある。また、営業秘密侵害の国際裁判管轄については被害者の利益の中心地を管轄原因とすべきであるとの見解がある。最後に、改正後の民事訴訟の

対象となった(4)事件では、当該業秘密侵害は特許権に係る問題とされ、国際裁判管轄については属地主義が採用されたと同時に、結果発生地から経済的損害が生じた被害者の本拠地が外されたが、これに対しては、本件における損害は世界規模の技術市場に関わるものであり、結果発生地は被害者の利益の中心地にあるとの批判がある。

学説では、国際裁判管轄の判断における業秘密侵害の不法行為地は加害行為地と結果発生地を包含している前提で見解が述べられている。なかでも、加害行為地については、その偶然性を理由にそれを重視すべきではないという見解、最終的取得地と侵害の準備行為地を重視する見解、加害行為地を業秘密の取得・開示・使用が行われた地とする見解が見受けられる。結果発生地の解釈についてはより複数の見解が示されており、まず、業秘密の管理地を結果発生地と解する立場が挙げられる。この場合は単に業秘密の守秘管理が行われている地、あるいは業秘密の保持者がそれを管理している地として見るができる。または、結果発生地の概念を固定させず、事件ごとにそれを検討することを勧める学説と、結果発生地を営業上の利益が侵害された被害者の本拠地とする学説もある。

このように、民事訴訟法三条の三第八号に基づいて業秘密侵害の国際裁判管轄を認定する場合には、不法行為地の解釈論は紛糾しているといえよう。それゆえ、この解釈論に対し示唆を得るために、EUにおいて行われている議論を見ることとする。

第三章 ブラッセルI改正規則下の議論

1 一般論

EU諸国は従来、それぞれの民事訴訟法を制定し適用しているが、EUの前身たる欧州共同体は一九六〇年代より

判決の承認・執行のみならず、国際裁判管轄に関する統一規則の起草作業に取り組んでいた。その作業は一九六八年にブラッセル条約⁵⁴として結実し、同条約は数回にわたり改正され、その役割を引き継ぐEUの規則として、「民事及び商事事件における裁判管轄及び裁判の執行に関する二〇〇〇年十二月二二日の理事会の規則（EC）四四号・二〇〇一年」⁵⁵が二〇〇二年三月一日に施行された。この規則はさらに改正を経て、その成果となるブラッセルI改正規則は二〇一三年三月一日に施行された⁵⁶。この規則の解釈は通常EUの各構成国の裁判所により行われるが、その裁判所は必要に応じてCJEUに対し解釈の指導を求め、CJEUは先決裁定によりその解釈を統一している⁵⁷。ブラッセルI改正規則は、一般管轄原因として、4条⁵⁸において被告住所地を採用しているとともに、裁判所と法的紛争との間の密接な関連性、あるいは秩序ある司法の促進に配慮するために特別管轄原因を定める規則も設けている。その密接な関連性は特に、法的安定性をもたらし、相手方当事者が合理的に予測し得ないような構成国の裁判所に訴えられることを阻止すると説明されている⁵⁹。

特別管轄に関する規則のなかでは、ブラッセルI改正規則7条2項は不法行為地を管轄原因とし、これについて以下のように定めている。

「構成国の主権領域に住所を有する者に対しては、以下の場合、他の構成国において訴えを提起することができる。
（…）2 不法行為若しくは不法行為に相当する行為又はそうした行為に基づく請求権が手続の対象であるときは、損害結果が発生し又は発生するおそれのある地の裁判所（…）」⁶⁰

この7条2項は以下のように説明されている。すなわち、同項は債権者に対し債務者が負う契約外債務を根拠とする管轄原因を定めており、この管轄原因は証拠方法について適切であるとともに、準拠実質法との密接な関係も保障している。⁽⁶¹⁾次に、同項における不法行為地という概念はEUの各構成国の国内法によることなく独立しており、EU構成国における契約外債務の概念を統一している。⁽⁶²⁾さらに、同項は損害賠償のみならず、差止め、債務不存在確認等被告の契約外債務に関する請求の全てを包含する。なお、本項の不法行為地は契約債務の不履行地という管轄原因を排斥するため、訴訟に際してはまず、争点が契約関係または不法行為に関わるかを確認しなければならないと説明されている。⁽⁶³⁾

7条2項を適用する際、損害結果が発生し又は発生するおそれのある地を認定する必要があるが、その地の内容は条文中では明確に定義されていない。もともと、その地の解釈については、CJEUは長年にわたって先決裁定を重ね、その地を損害の加害行為地としても、結果発生地としても捉えられ、原告はそれらから選択できると解している。⁽⁶⁴⁾このような解釈では一見、不法行為により些細な損害がある地でもその地を結果発生地として国際裁判管轄権を有するようにみえ、この立場は原告に対し有利に働いており、法廷地漁りにつながると指摘され得るが、CJEUはその地に生じた損害に限って請求できるというモザイク理論を提示した。⁽⁶⁵⁾他方、加害行為地に基づき国際裁判管轄権を有する裁判所は全ての損害について国際裁判管轄権を有するとされている。⁽⁶⁶⁾

加害行為は一連の行為で構成されているが、加害行為地を特定するにあたり、それは単に損害を発生させる一連の行為が開始された地と解される見解と、⁽⁶⁷⁾最初または最後の行為のみではなく、当該加害行為は準備行為も含めて、損害を起こす過程の中で同損害の必然的な原因となる行為が行われた地でなければならぬとの見解もある。⁽⁶⁸⁾不正競争

行為については加害行為地は企業の一方的な不正競争行為の場合、加害者の営業所所在地に該当し、独禁法に反する競争制限を及ぼす合意はその合意が成立した地、あるいはその合意が実施された地にあると解する見解が示されている。⁶⁹

結果発生地とは、侵害行為が被害者の主な財産に損害を与えた地であり、物理的損害・経済的損害とともに、利益の損失や市場利益の減少も含んでおり、損害とそれを発生させた侵害行為の間には因果関係がなければならぬ。もつとも、結果発生地を確認するときは、考慮すべきである損害が直接的なものに限っており、損害が最初に発生した地を探さなければならない。したがって、一つの国家においてはすでに生じた損害により別の国家に対し金銭的な損害または不利な結果が及んだとしても、後者の損害は考慮されない。⁷⁰ なお、場合により経済的損害は、直接的なものであれば、対象となることもある。例えば、カルテルにより被害者が被った追加費用が挙げられている。⁷¹ 不正競争行為の結果発生地については、ローマⅡ規則6条のように特定の規定が設けられていないが、これに関してはローマⅡ規則と同様に、市場に向けられた不正競争行為については市場地を管轄原因とし、特定の相手に向けられた不正競争行為については通常的不法行為と解する立場が採用できるが、この立場はCJEUによりいまだに認められていないと指摘されている。⁷²

2 営業秘密侵害の不法行為地に関する学説

7条2項を適用した場合、営業秘密侵害の結果発生地と加害行為地はどのように解釈されるかが問題となろう。これに関しては、CJEUは現時点においては先決裁定を出してないが、いくつかの学説が見受けられる。⁷³⁷⁴

(1) Ohly 教授

Ohly 教授は加害行為地について加害行為を複数の行為に区別した上で考慮すべきであるとしつつ、結果発生地として営業秘密侵害行為の影響が及んだ市場であると解している。⁽⁷⁵⁾これによれば、営業秘密侵害は一般に不法行為として見ることができるが、場合によっては不法行為と同時に契約の債務不履行と解し得るため、営業秘密侵害はいずれの法律関係に該当するかを検討する必要がある。これに関し、EUの「非開示のノウハウ及び企業情報（営業秘密）の違法な取得、使用及び開示に対する保護に関する欧州議会及び理事会の二〇一六年六月八日の指令（EU）二〇一六年・九四三号（以下は「営業秘密保護指令」という）」⁽⁷⁶⁾はその4条3項a）c）号⁽⁷⁸⁾によれば、営業秘密の使用と開示は保持者の同意なしに不正にその秘密を取得させた場合、あるいは秘密保持契約または営業秘密を開示または使用しないという他の法的な義務に違反した場合には違法であるとしているが、上述のように、ブラッセルI改正規則では契約債務の不履行地と不法行為地の管轄原因を相互的に排斥するものであるため、営業秘密侵害はどれに該当するかが問題となる。これに関し、Marc Brogister v Fabrication de Montres Normandes EURL and Karsten Fräßdorf 事件の先決裁定⁽⁷⁹⁾では、CJEUは契約と不法行為という概念は各国の法律から離れて独自的に解釈すべきであるとした上で、当該行為の不正を認定するには当事者間に成立している契約が必要となったときは、契約に基づいて国際裁判管轄を確認すべきであると判断した。このように考えれば、営業秘密侵害に関する事件においては秘密保持契約等が関わっていれば、契約不履行地の管轄原因に基づいて国際裁判管轄を確認することが多くなるが、この先決裁定が出されたときは、EUは営業秘密侵害に関する扱いの調和に至っておらず、営業秘密侵害の性質決定を準拠実質法に委ねていたが、営業秘密保護指令の導入により同法の4条3項b)における行為は国内法における同概念とは関係なく、

不法行為として扱うことが明示されている。⁽⁸⁰⁾ ぐわえて、営業秘密保護指令6条2項c号は「効果的かつ抑止効果がある」保護を求めており、その結果、営業秘密の開示が行われ、あるいは行われるおそれがある国家においては被害者がその開示を阻止すべく、営業秘密侵害を不法行為とすることが合理的である。これに鑑みて、営業秘密侵害の特別管轄は7条2項によることとなり、同侵害の不法行為地を確認する必要がある。⁽⁸²⁾ それゆえ、Only教授は不法行為地を加害行為地と結果発生地に分けた上で以下のような解釈を行っている。

ア 加害行為地

加害行為地については、不正に競争を妨げる商品の販売までは、一連の行為が行われるため、加害行為地を特定することは容易ではない。これに関しては、CJEUは共同不法行為の場合には単一の加害者の行為は損害を発生させるものではないと判断したが、⁽⁸³⁾ 営業秘密侵害は因果関係にある行為を経て最終的に損害を生じさせるものではなく、取得、開示、商品の製造等の行為がそれぞれ独立し、その内容により区別できる。それゆえ、営業秘密を内容とするそれぞれの行為を個別に考慮し、それによる損害を判断することになり得るが、そのような場合にはそれぞれの裁判所はその地に限って生じた損害を考慮する。なお、証拠の所在については、インターネット上の不法行為の場合には、CJEUはサーバーが設置されている地ではなく、侵害行為が開始された地が加害行為地に該当すると判断したが、⁽⁸⁴⁾ 営業秘密がハッキングにより取得された場合にはその行為が開始された地を特定することが困難であるとされている。⁽⁸⁵⁾

イ 結果発生地

結果発生地に関しては、CJEUは知的財産権について属地主義を採用し、結果発生地を権利が登記されている地であると判断しており、⁽⁸⁶⁾ 他人の商品と混同を生じさせる行為や比較広告のような不正競争行為については7条2項では直接的な効果のみが考慮されるため、結果発生地は消費者がその広告を読み、理解できる地⁽⁸⁷⁾と判断した。他方、CJEUは、人格権の侵害については結果発生地を被害者の利益が集中している地とした⁽⁸⁸⁾。これに鑑みて、営業秘密侵害は市場に向けられた場合があり、知的財産権または上記不正競争行為として考えるべきである。他方、営業秘密侵害は機密情報の開示によりその情報を管理していた企業に影響が出ることや、産業スパイ等の行為が行われること等人格権が侵害されている場合に類似しており、人格権が侵害される場合と同様に、原告は自分の国で訴えることができると考えられる。この立場は本来ならば国際裁判管轄の原則である被告住所地主義に反することとなるが、人格権、またはプライバシー権を対象とする諸法は人間の尊厳を保護する趣旨を有するため、原告は自分の国で訴えることが肯定されることとなった。これを考えれば、営業秘密のような商業的情報については人格権と同じ立場を採用できない。したがって、結果発生地は市場に影響または第三者に影響を与える地となるとされている。⁽⁸⁹⁾

(2) Lundstedt 教授

Lundstedt 教授は、加害行為地を加害者が侵害行為に着手した地とし、結果発生地は秘密保持者の所在地となりつつも場合により市場地としても考えられるとの見解を示している。⁽⁹⁰⁾ この学説によれば、7条2項を適用するにあたり、営業秘密侵害は不法行為に該当するか、該当するとすれば不法行為地をどのように確認できるかという二つの問題が

ある。前者に関しては、上述のように、C J E Uは国際裁判管轄を確認するにあたり、問題となる債務が契約に属するか、契約外債務であるかを決める必要があると解している。営業秘密侵害についてはまだ先決裁定は出されていないものの、近似性のある判例を見る限りでは、7条2項の適用範囲は広く捉えられ、不正競争行為、知的財産権侵害⁽⁹¹⁾、プライバシー権侵害ならびに名誉毀損等⁽⁹³⁾、有形の侵害に該当しない行為にも及んでいる。くわえて、営業秘密侵害は国内法によつては不当利得に基づく返還請求を及ぼすものとして扱われることがあるが、EU法上の法的概念は国内法から独立して考えるべきであり、営業秘密侵害は一般に7条2項の適用範囲に含まれると解される⁽⁹⁴⁾。したがって、Lundstedt教授は営業秘密侵害を不法行為とした上で、その加害行為地と結果発生地について以下のように解釈している。

ア 加害行為地

この学説では、営業秘密侵害の加害行為地は加害者である被告が侵害に及んだ場所に該当するが、営業秘密保護指令4条3項～5条に基づいてその行為が行われた地は事件によつては営業秘密侵害の取得、開示地、使用地及び営業秘密を含んだ商品の製造地、その宣伝または販売が行われた地、その商品が輸入、輸出された地等に該当し得る⁽⁹⁵⁾。その結果、営業秘密の保持者には多くの裁判所において提訴し、法廷地漁りの蓋然性が浮上し得るが、加害行為地における証拠と証言は異なる国家の請求については関連性を持つことが少ないことから、法廷地漁りの蓋然性を抑えることができる。また、侵害行為に関する証拠の所在地を重視すれば、営業秘密侵害の加害行為地は営業秘密が最初に不正に取得された地となり、その地の裁判所は全ての損害について国際裁判管轄権を有することとなる⁽⁹⁶⁾。インター

ネット上の侵害については、CJEUは商標権侵害の事件において加害行為地は結果を及ぼした過程への着手行為があった地に該当するとしている。⁽⁹⁷⁾これに基づいて、インターネット上の営業秘密侵害の場合にも、侵害に着手した地を加害行為地として考えられる。だが、このような行為の特定が困難になり得ることと、加害者が恣意的にこの着手行為を操作し得ることから、加害者の、加害行為に着手する意思を重視し、法人に関して判断されたように、⁽⁹⁸⁾加害行為地を加害者の営業所所在地とすることも考えられる。インターネット上の場合にはサーバーが設置されている地を加害行為地とすることも提示できるが、CJEUは、加害行為が行われる地であるにもかかわらず、同地を当事者の予見可能性を制限するとし、その立場を認めていない。⁽⁹⁹⁾⁽¹⁰⁰⁾

イ 結果発生地

結果発生地については、営業秘密侵害の損害をどのように適切に画定できるか、そしてどこに発生するかが主な問題となる。したがって、どのように営業秘密に対する権利の性質を捉えるかがポイントとなり、これに関してまずは、営業秘密は人格権として捉えられることが一つの可能性である。これに関し、CJEUの先決裁定は、名誉毀損の場合には、結果発生地は、被害者が認知されており、名誉毀損を内容とする出版物が配布される地に生じていると解している。⁽¹⁰¹⁾その結果、名誉毀損が主張されている各国家はその国家において生じた損害について国際裁判管轄権を有する。また、インターネット上の名誉毀損の場合には、名誉毀損にあたる内容が閲覧できる各国家はその国内において生じた損害について国際裁判管轄権を有すると判断された。⁽¹⁰²⁾くわえて、CJEUは、被害者は自然人であれ、法人であれ、その利益の中心地 (Centre of Interest) においても全損害について提訴できると判断した。⁽¹⁰³⁾なお、利益中心地は

自然人の場合には常居所地に該当し、法人に関しては活動の主な部分が行われる営業所地となると解されている。⁽¹⁰⁴⁾ CJEUはこの利益中心地の概念を打ち立てたとき、出版物が配布された地はインターネット上では特定できていないが、利益中心地では適切に損害を図ることができ、両当事者の予見可能性にも適うと判断した。⁽¹⁰⁵⁾⁽¹⁰⁶⁾

次に、営業秘密侵害は知的財産権の一つとして考えられる。そのように考えれば、知的財産権の侵害は属地主義に基づき、当該知的財産権が登録されている国家の裁判所が国際裁判管轄権を有することとなる。⁽¹⁰⁷⁾ その結果、各国家はその国内に生じた損害についてのみ判断できる。⁽¹⁰⁸⁾ つまり、営業秘密侵害を知的財産権侵害として見るのであれば、被害者は営業秘密が不正に取得・開示・使用された各国においてその国家に生じた損害に限って提訴できる。なお、この場合には、人格権侵害の場合と違って利益の中心地においては提訴できないとされている。⁽¹⁰⁹⁾

最後に、ローマⅡ規則6条の下で不正競争行為について行われている議論との整合性を図り、⁽¹¹⁰⁾ 営業秘密侵害を不正競争行為の一つとして扱うことも考えられる。その場合には、不正競争行為を市場に向けられた行為と特定の相手に向けられた行為に分けることができる。市場に向けた不正競争行為については、CJEUは、各国は不正競争行為を防止する諸法を制定し、国内に生じた損害については国際裁判管轄権を有すると判断している（上述のモザイク理論）。⁽¹¹¹⁾ このような立場は知的財産権、そして人格権侵害の場合と類似しているようにみえるが、必ずしも同じではない。その理由としては、まず、市場に向けた不正競争行為を認めるには当該市場に対して被害者が利益を有しており、そして当該市場には損害が発生し得る必要があるからである。⁽¹¹²⁾ 同時に、当該不正競争行為は市場に影響を与えることも必要である。⁽¹¹³⁾ これにくわえて、人格権による損害と市場に向けた不正競争行為の区別は容易でない。例えば、Gtfix TV v DR 事件においては、チェコ法人の原告はハンガリー人の被告によるインターネット上の名誉毀損を主張し、

国際裁判管轄が問題となり、CJEUは名譽毀損を内容とする記載が閲覧できる各国において、同国に生じた損害に限って提訴できると判断したが、⁽¹⁴⁾この解釈に対し意見を述べているEU法務官 (Advocate General) は、この事件は人格権ではなく、不正競争行為の問題として考えるべきであると述べた。⁽¹⁵⁾⁽¹⁶⁾

他方、ローマⅡ6条では営業秘密侵害は特定の相手に向けた不正競争行為として一般不法行為と性質決定されることがほとんどであるため、それと同様に結果発生地を解釈することができるが、⁽¹⁷⁾その場合には秘密保持者の損害は経済的なものに過ぎず、人格や財産に対するような物理的な損害はないことから、損害の場所を特定することが困難である。これに関し、CJEUは、結果発生地は損害が実際に発生した地に該当すると判断したが、⁽¹⁸⁾知的財産とは異なり、営業秘密は属地主義に基づいて権利化されておらず、また、その不正な取得・使用・開示により営業秘密侵害が保護されている全ての国家において損害が生じていないことから、損害の特定が困難である。⁽¹⁹⁾もともと、営業秘密侵害による損害は通常、秘密保持者の営業所、つまり、営業秘密が直結している管理地において生じている。なぜならば、その場所においては保持者の利益と競争力が侵害され、そして保持者が営業秘密を保管する基準が練り直されており、また新しい営業秘密侵害と競争において優位な地位を維持する策略が設定されるからである。この見解に対しては、秘密保持者が所在する管理地には間接的でしかない経済的損害が生じており、最初に生じた損害は営業秘密が不正に開示または使用された地にあり、かつ、情報を、具体的・物理的に保管できる財産として扱うことが適切ではないとの批判が考えられる。また、営業秘密の管理地は恣意的に操作でき、インターネットの世界ではそれを特定することが困難であり、そして、これを管轄原因として採用すれば、原告は自己の国で提訴できることになるが、それはCJEUの判例に鑑みて、人格権の場合に限定されている場合であるとの批判もあり得る。もともと、CJEUは

裁判所の密接性と国際裁判管轄に対する当事者の予見可能性に鑑みて、人格権侵害について、法人にはその利益の中心地において提訴できると判断した。また、独占禁止諸法に関しても、カルテルによる損害が複数の国家に生じたとしても、損害の発生地が被害者の営業所地に該当すると判断した。特に、CJEUは購入者である被害者の状況に鑑みて事件と裁判所の間の密接性を認め、それに加害者にとつても不正に競争を制限しようとしたときにその不正競争行為の影響が及ぶ市場における被害者の所在地を認知することができたとし、加害者の予見可能性にも配慮している⁽¹²⁰⁾。このように考えれば、営業秘密の保持者の所在地は営業秘密の管理方法に関する証拠については適切であり、加害者が通常保持者を知り、保持者の地で訴えられることを予測できることから結果発生地として考えられる⁽¹²¹⁾。なお、加害者は場合によっては、最初に不正に取得した者ではなく、被害者を意識していないことがある。この場合には被害者は容易に営業秘密侵害とは直接的な関係のない者に提訴するおそれがあるが、加害者の予見可能性に基づき7条2項の例外を可能とすれば、裁判所は国際裁判管轄を確認する時点において加害者の予見可能性を判断することとなり、適切ではない。もともと、営業秘密保護指令は7条2項⁽¹²²⁾においてEUの国々には、営業秘密保持者が明らかに根拠はない、濫用にあたる訴え、あるいは信義則に反する訴えができないように政策を講じる義務を個別に課しているため、加害者が被害者を意識していないこの場合には法的安定性と証拠方法は加害者の予見可能性に優ると解される⁽¹²³⁾。

さらには、営業秘密侵害は市場における、営業秘密保持者の利益への影響として現れることもある。例えば、営業秘密を侵害する商品を提供し、販売した場合は、その損害として失った利益あるいはライセンス料金の喪失が挙げられる。加害者が複数の侵害を行った場合、営業秘密保持者はその本拠地では全ての損害について提訴できるか、あるいはその利益が不正に妨げられた各国においてはその国家で生じた損害について提訴できるかが問題となる。

CJEUは、人格権について両方を可能としており、市場に向けられた不正競争行為についてはモザイク理論を否定する先決裁定もあるが、それに関する文言は明らかではない。⁽¹²⁴⁾ 営業秘密侵害については、人格権侵害と同様に両方を可能とすべきであり、その理由としてはこの裁判所が損害と密接な関係にあることが挙げられている。ほかに、加害者は、不正に取得された営業秘密を含む商品を売るときは、営業秘密侵害の存在を知らない場合、同侵害による損害はその商品が販売されたときに生じる。この場合には商品が発売された市場地を結果発生地とすれば、売主はどこで訴えられるかを予見できて、その商品が複数の市場において売られた場合には、損害はそれぞれの市場において生じることとなる。⁽¹²⁵⁾

これを背景に、この学説では、加害行為地は加害者が侵害行為に着手した地であり、その裁判所は全ての損害について国際裁判管轄権を有する。結果発生地は、ローマII規則との整合性を図るべく、営業秘密侵害が特定の相手に向けた不法行為とされた上で、秘密保持者の所在地である。この地には全ての証拠があり、裁判所は全ての損害について判断できる。それ以外では、営業秘密の保持者は加害行為がその利益に影響を与える地に提訴し、その裁判所はその国家内に生じた損害についてのみ判断できる。その理由としては、証拠方法と裁判所との密接性が挙げられている。⁽¹²⁶⁾

第四章 検討

以上、ブラッセルI改正規則下で、不法行為地を営業秘密侵害の管轄原因とした場合に関する学説を紹介した。次に、民事訴訟法における国際裁判管轄規則とブラッセルI改正規則における不法行為地の接続性を図り、両法制度の営業秘密侵害の議論を比較した上で、ブラッセルI改正規則下の解釈論からどのような示唆を得て民事訴訟法三条の

三第八号の解釈論に貢献できるかについて検討する。

ブラッセルI改正規則には民事訴訟法と同様に営業秘密侵害はともかくとして、一般に同侵害を含む不正競争行為の特別管轄を定める規則さえもない。他方では、日本法でもEU法でも営業秘密侵害の不法行為地に基づいて国際裁判管轄を認める可能性が示されている。なお、EUにおいては不法行為の管轄原因が契約債務の不履行を根拠とする管轄原因を排斥するため、まず、当該営業秘密侵害はいずれかに該当することを確認しなければならないが、営業秘密侵害は学説を見るかぎりでは不法行為に該当するとされているといえよう。次に、両法制度にとつても、不法行為地という概念は加害行為地と結果発生地の双方を内容としており、日本法では加害行為地は準備行為だけではなく、実行行為の少なくとも一部がなされるものであると一般的に認められるが、結果発生地はその結果が直接的なものに限られるとする見解がある一方、その結果の区別に頼る必要はなく、予見可能性に基づいて結果を確認すればよいとの見解もあり、議論の余地が残っている。EU法では、加害行為地は加害行為が始まった地か、あるいは準備行為も含めて、損害を起こす過程の中で同損害の必然的な原因となる行為が行われた地かで見解が分かれているが、結果発生地は直接的な損害に限定し認定すべきであることについてはCJEUが解釈を統一している。これに鑑みて、民事訴訟法三条の三第八号は加害行為地としての不法行為地について、EU法における加害行為地の概念の趣旨と比して一見異なるが、EU法中の概念は、準備行為も含め実行行為の一部分が行われている地という日本の概念を、損害を起こす過程の中で同損害の必然的な原因となる行為が行われた地とすることにより精緻化させていると考えれば、日本法とEU法における概念の間には接続性が認められ、ブラッセルI改正規則7条2項の学説から示唆を得ることができるといえよう。同様に、結果発生地については、その地を直接的な損害が生じた地と考えれば、両制度の概念の間

には接続性が認められるといえよう。

次に、営業秘密侵害の不法行為地についてのEU法と日本法の議論を比較する。ブラッセルI改正規則に関する議論においては、営業秘密侵害の不法行為地を加害行為地と考えるとすれば、営業秘密侵害の加害行為地は取得、開示、使用等、個々の侵害行為が行われた地になり得るとの見解があるが、日本の議論においてもそのような見解がみられる。もつとも、EU法においては、加害行為地をより細かく特定すべく、加害者が侵害行為に着手した地とされるが、その地の恣意性も考慮され、加害行為地としては加害者の侵害へ着手する意思に基づいて加害者の営業所所在地を想定する見解が述べられるが、同じ見解は日本においては見受けられない。他方、日本では、加害行為の偶然性が問題視され、不法行為地に基づいて営業秘密侵害の国際裁判管轄を確認する際に加害行為地を重視すべきではないとの見解と、あらかじめ加害行為地を特定することなく、加害行為の一連の中での重要な行為を重視した上で加害行為地を認定する見解も述べられているが、これらは日本の議論特有の見解であるといえよう。さらに、日本においては最終的な取得地並びに、侵害の準備行為地にも該当し得るとする見解があるが、このような立場はEU法の議論においては見られない。

結果発生地については、ブラッセルI改正規則の議論においては営業秘密侵害が影響を与えた市場地とする見解がある。この見解は民事訴訟法三条の三第八号の議論においては、総合判断を提案する見解の中では見受けられるが、日本の見解では結果発生地が市場地に該当しないことも想定されている。また、ブラッセルI改正規則の議論においては不正競争行為の準拠法を定める抵触規則に関する議論も相俟って営業秘密を特定の相手に向けられた不正競争行為として結果発生地を秘密保持者が実際に管理している地とし、営業秘密侵害を含む商品が販売に至った場合には、

その販売により影響を受けた地に提訴できるとする見解があるが、この見解は、不正に使用された営業秘密を含む商品が販売された市場地は考慮されていないものの、日本における議論でも見られる。他方、日本の議論においては、加害行為を中心に結果発生地を認定しようとしている見解、結果発生地を被害者の利益の中心地とする見解、または結果発生地を秘密保持者の所在地とは関係なく営業秘密の守秘管理が行われている地とする見解、総合的な判断を提案する見解、結果発生地を被害者の本拠地とする見解もあるが、ブラッセルI改正規則の議論においては類似の見解が見受けられない。

上記議論の相違点を背景に、営業秘密侵害の不法行為地に基づいて国際裁判管轄を認める場合にはまず、加害行為地については、ブラッセルI改正規則の議論に基づいて、営業秘密の取得地、開示地や使用地等の地は営業秘密侵害という侵害行為が実際に開始されたのであれば加害行為地に該当するとの見解を支持したい。その理由としては、まず、この立場は証拠方法を重視し、また営業秘密が単に取得、開示、使用されたからとて、その行為は必ずしも侵害行為に該当するのではなく、不正なものでなければならぬことを重視するため、妥当であると思われるからである。結果発生地については、秘密保持者が営業秘密を管理する地を結果発生地とする学説の立場を支持したい。その理由としては、両当事者の予見可能性に適うことがこの立場の利点であり、なぜなら営業秘密管理性の要件が侵害の時点で両当事者にも意識されており、加害者と被害者の予見可能性に適うからである。また、この立場により、営業秘密の管理地のみならず、それを管理する保持者も想定されるため、管理地が複数存在したとしても、保持者の所在に基づいて結果発生地をより正確に認定できる。その結果、このように考えれば、営業秘密侵害については結果発生地を最初から確認できるといえよう。さらに、この立場は保持者が実際に営業秘密を管理している地を結果発生地とす

るため、証拠方法にも配慮し、その意味でも妥当であろう。

結び

本稿においては日本法下の議論に貢献するために、ブラッセルI改正規則の学説では不法行為地を管轄原因として営業秘密侵害の国際裁判管轄はどのように解釈されているかを紹介し、検討した。なお、上述のように、現在においては、営業秘密侵害の国際裁判管轄については、不正競争防止法が改正され、施行されている。改正法は、営業秘密に対し不正競争防止法二条一項四号、五号、七号または八号に掲げる不正競争を行った者に対する訴えについて、日本の裁判所の国際裁判管轄を認めている¹²⁷。しかし、改正法下の要件は解釈の余地がある。すなわち、国際裁判管轄を認めるには、当該営業秘密が日本国内において管理され、国外で事業の用に供されないことが要件となっているが、後者の要件は前者における「管理」にどのような影響を与えるか、この規則における営業秘密の「管理」は遠隔管理も含んでいるか等は解釈に委ねられている¹²⁸。そこで、営業秘密侵害の新しい規則の解釈を明確にするためにはEU法がどのような示唆を与えるかを次の課題としたい。

- (1) 茶園成樹『不正競争防止法第2版』（有斐閣・二〇一九年）七四～七五頁。
- (2) 秋山幹男ほか「日本の裁判所の管轄権」菊井維大・村松俊夫原著『コンメンタール民事訴訟法I〔第三版〕』（日本評論社・二〇二二年）九八～九九頁。
- (3) 秋山幹男ほか・前掲注(2)一〇九頁。

- (4) 佐藤達文・小林康彦『一問一答・平成23年民事訴訟法等改正——国際裁判管轄法制の整備』(商事法務・二〇二二年) 六七頁・道垣内正人「不正競争をめぐる国際民事訴訟事件の国際裁判管轄と準拠法」小野昌延ほか編『不正競争の法律相談 I』(青林書院・二〇一六年) 三九～四四頁・高部真規子『実務詳説 不正競争訴訟』(きんざい・二〇二〇年) 二七～二八頁。
- (5) Regulation (EU) No 1215/2012 of the European Parliament and of the Council of 12 December 2012 on jurisdiction and the recognition and enforcement of judgments in civil and commercial matters (recast).
- (6) 長田真里・JCAジャーナル 六二巻四号 (二〇一五年) 一〇頁以下。
- (7) 経済産業省知的財産政策室編『逐条解説・不正競争防止法〔第三版〕』(商事法務・二〇二四年) 二六一～二六二頁。
- (8) 佐野寛「不法行為地の管轄権」高桑昭Ⅱ道垣内正人編『新・裁判実務大系 第三巻 国際民事訴訟(財産法関係)』(青林書院・二〇〇二年) 九一～九三頁・秋山幹男ほか・前掲注(2) 一二四頁。
- (9) 佐藤達文ほか・前掲注(4) 六八頁・秋山幹男ほか・前掲注(2) 一二四頁。
- (10) 最高裁第一小法廷平成一六年四月八日民集五八巻四号八二五頁・最高裁第一小法廷平成二六年四月二四日民集六八巻四号 三二九頁を参照。
- (11) 新堂幸司Ⅱ高橋宏志Ⅱ高田裕成「第1節 日本の裁判所の管轄権」兼子一原著『条解民事訴訟法』(弘文堂・二〇一一年) 五六頁・佐藤達文ほか・前掲注(4) 六八～六九頁・澤木Ⅱ道垣内『国際私法入門〔第八版〕』(有斐閣双書・二〇一八年) 二八一～二八二頁・秋山幹男ほか・前掲注(2) 一二五頁。債務不存在確認については従来は議論があり、それについては佐野・前掲注(6) 九六頁を参照。
- (12) 秋山幹男ほか・前掲注(2) 一二五頁。
- (13) 東京地方裁判所一八年十月三二日判タ一二四一号三三八頁・東京地方裁判所昭和五九年二月一五日判時一一三五号七〇・新堂幸司ほか・前掲注(11) 五七頁・江泉芳信「国際裁判管轄ルールの定立」木柵照一編『国際私法』(成文堂・二〇一六年) 三七二頁・奥田安弘『国際財産法』(明石書店・二〇一九年) 二五四頁・本間靖規ほか『国際民事手続法〔第三版〕』(有斐閣・二〇二四年) 五四～五五頁。

- (14) 秋山幹男ほか・前掲注(2)一二六頁。
- (15) 澤木Ⅱ道垣内・前掲注(11)二八一頁・櫻田嘉章『国際私法〔第七版〕』(有斐閣双書・二〇二〇年)三六二頁・種村佑介「財産法領域の国際裁判管轄」嶋拓哉Ⅱ高杉直編『国際民事手続法』(勁草書房・二〇二三年)五五頁。
- (16) 秋山幹男ほか・前掲注(2)一二五〜一二七頁。
- (17) 判タ七〇三号二四〇頁、判時一三四八号九一頁。
- (18) この事例の評釈については、瀬木比呂志・判タ臨増(平元主要民事判例解説)判例タイムズ七三五号(一九九〇年)三四八頁以下、不破茂・ジュリスト九五九号(一九九〇)一二三頁以下、出口耕自「評釈」ジュリスト臨増九五七号(平元重判解)(一九九〇年)二七一頁以下、石黒一憲「評釈」判例評論三八二号(一九九〇年)四六頁以下(判時一三六一号二〇八頁以下)、道垣内正人「評釈」ジュリスト別冊一四五号(民事訴訟法判例百選Ⅰ新法対応補正版)(一九九八年)五〇頁以下、小林秀之「評釈」ジュリスト別冊一三三三号(涉外判例百選第三版)(一九九五年)二三八頁以下、道垣内正人「評釈」ジュリスト別冊一一四号(一九九二年)五〇頁以下、長谷川俊明「評釈」国際商事法務一七卷一〇号(一九八九年)一〇九〇頁以下、梅善夫「評釈」法セミナー四三二号(一九九〇年)一三六頁以下を参照。
- (19) 裁判所ウェブサイト。
- (20) M. Kataoka, *Ritsumeikan Law Review* 24, 2008, pp. 79-83.
- (21) Kataoka, *supra* note 18, pp. 79-82.
- (22) 民集六八卷四号三二九頁・裁時一六〇三号一頁・裁判所ウェブサイト・判タ一四〇一号一五七頁・判時二二二一号三五頁・金法二〇〇六号七六頁・金商一四五七号三一頁。
- (23) 佐藤達文ほか・前掲注(4)一八頁・秋山幹男ほか「訴訟手続」菊井維大・村松俊夫原著『コンメンタール民事訴訟法Ⅱ〔第三版〕』(日本評論社・二〇二三年)五五五〜五五六、五六〇頁。
- (24) 東京地裁平成二二年四月一五日判タ一三三五号二七三頁・判時二二〇一号六七頁・金商一四五七号四七頁・ウエストロー・ジャパン。

- (25) この判決の評釈については、安達栄司・ジュリスト臨増(二〇二二年)一四四〇号(平二三重判解)三一七頁以下…長谷川俊明・国際商事法務三九巻三号(二〇一一年)三五四頁…横溝大・私法判例リマークス四四号(二〇二二年〈上〉)一三八頁を参照。
- (26) 東京高裁平成二三年五月一日金商一四五七号三九頁。
- (27) この判決の評釈については、渡辺惺之・JCAジャーナル五九巻七・八号(二〇二二年)二五以下、一四以下を参照。
- (28) 渡辺・前掲注(27)一八頁。
- (29) この判決の評釈については、安達栄司・法教別冊四一四号(付録・判例セレクト二〇一四Ⅱ)(二〇一四年)三一頁以下…高杉直・NBL一〇三二号(二〇一四年)一八頁以下…高杉直・WLJ判例コラム一七号(2014WLJCC009)(二〇一四年)…高田寛・NBL一〇三七号(二〇一四年)八八頁以下…長谷川俊明・国際商事法務四二巻一一号(二〇一四年)一六八四頁以下…柳沢雄一・名城法学六四巻一・二号(二〇一四年)二〇九頁以下…Westlaw Japan・新判例解説一〇〇七号(2014WLJCC106)(二〇一四年)；一場和之・ジュリスト増刊(実務に効く国際ビジネス判例精選)(二〇一五年)一六二頁以下…岡田幸宏・ジュリスト臨増一四七九(平二六重判解)(二〇一五年)一三九頁以下…川嶋四郎・法セミナー七二七号(二〇一五年)一二〇頁以下…河村寛治・明治学院大学法科大学院ローレビュー二二号(二〇一五年)一三頁以下…金彦叔・法協一二二巻九号(二〇一五年)一七八三頁以下…高田寛・富山大学紀要・富大経済論集六〇巻二号(二〇一五年)一一三頁以下…高部真規子・金商一四五八(二〇一五年)八頁以下…寺村信道・同志社法学六七巻六号(二〇一五年)二二一頁以下…道垣内正人・ジュリスト臨増一四七九号(二〇一五年)三〇〇頁以下…長田真里・前掲注(8)一〇頁以下…中西康・民商一五二巻二号(二〇一五年)一三七頁以下…中野俊一郎・判例判評六七二号(判例時報二三四一号)(二〇一五年)二〇頁以下(一八二頁以下)…廣瀬孝・曹時六七巻九号(二〇一五年)三三九頁以下…本間学・金沢法学五八巻二号(二〇一五年)一二七頁以下…山本戸勇一郎・法学研究(慶應義塾大学)八八巻四号(二〇一五年)八三頁以下…横溝大・知的財産法政策学研究(北海道大学)四六号(二〇一五年)三八七頁以下…渡辺惺之・リマークス五一号(二〇一五年)一四四頁以下…宇都宮遼平・早稲田法学九一卷二号(二〇一六年)八九頁以下…河村寛治・国際商事法務四四巻七号(二〇一六年)一〇一二頁以下

下：林依利子・ジュリスト一五〇〇号（二〇一六年）一二二頁以下：山田恒久・法セミナー増刊（新判例解説 Watch）一八号（二〇一六年）三二五頁以下：廣瀬孝・ジュリスト一五〇一号（二〇一七年）七八頁以下：廣瀬孝・最高裁判所判例解説民事篇（平成二六年度）（二〇一七年）一八〇頁以下：小林秀之・山本浩美・受験新報八二三号（二〇一九年）二頁以下：廣瀬孝・ジュリスト増刊（最高裁時の判例八）（二〇一八年）一九三頁以下：長田真里・ジュリスト別冊二五六号（国際私法判例百選第三版）（二〇二二年）一八六頁以下を参照。

(30) 渡辺惺之・前掲注(29)一四六～一四七頁。

(31) 長田真里・前掲注(6)一五～一六頁。

(32) Cases C-509/09 and C-161/10, eDate Advertising GmbH v X and Olivier Martinez, Robert Martinez v MGN Limited, ECLI:EU:C:2011:685, paras 42, 48, 49, 51.

(33) Case C-523/10 Wintersteiger v Products 4U Sondermaschinenbau, ECLI:EU:C:2021:200, paras 22-23-24; Case C-170/12 Peter Pinckney v KDG Mediatech AG, ECLI:EU:C:2013:635, paras 36-37-39; C-441/13, Pez Hejduk v EnergieAgentur.NRW GmbH, ECLI:EU:C:2015:28, para 29.

(34) 長田真里・前掲注(6)一五～一六頁。

(35) 判時二二六四号六二頁以下。

(36) 伊藤亮介・大江修子・佐藤力哉・ジュリスト一四九八号（二〇一六年）一〇七頁以下、長田真里・私法判例リマックス五三条号（二〇一六年〈下〉）一四二頁以下：竹下啓介・ジュリスト一五〇四号（二〇一七年）一二五頁以下。

(37) 長田・前掲注(36)一四四～一四五頁。

(38) 渡辺惺之「断想 営業秘密技術の国際的侵害と裁判管轄」日本知財学会誌九卷一号（二〇一二年）四八頁以下：川合弘浩・根本拓「営業秘密と不法行為地管轄」ジュリスト一四九五号（二〇一六年）八五頁以下：道垣内・前掲注(4)四二頁：望月孝洋・渡邊遼太郎・黒木麻里「渉外的な営業秘密侵害事案における準拠法・国際裁判管轄の考え方」NBL一一七六号（二〇二〇年）三六頁以下：嶋拓哉「国境を越える営業秘密侵害に関する抵触法的考察」ジュリスト一五六〇号（二〇二二年）

二七頁以下…北坂尚洋「営業秘密侵害事件の国際裁判管轄権——国際裁判管轄規定等の新設の議論に至る状況」日本国際経済法学年報三一号（二〇二三年）四一頁以下…飯塚卓也「営業秘密侵害紛争の国際裁判管轄・準拠法」ジュリスト一五七五号（二〇二三年）三四頁以下。

- (39) 渡辺・前掲注(38)五一～五二頁。
- (40) 渡辺・前掲注(38)五一～五二頁。
- (41) 川合弘浩ほか・前掲注(38)八五～八七頁。
- (42) 川合弘浩ほか・前掲注(38)八五～八七頁。
- (43) 川合弘浩ほか・前掲注(38)八七～八八頁。
- (44) 望月ほか・前掲注(38)四〇～四一頁…道垣内・前掲注(4)四二頁。
- (45) 望月ほか・前掲注(38)四〇～四一頁。
- (46) 道垣内・前掲注(4)四二頁。
- (47) 嶋拓哉・前掲注(38)三一～三二頁…結果発生地については、北坂尚洋・前掲注(38)四四～四五、四九～五〇頁も参照。
- (48) 最高裁第二小法廷平成一三年六月八日民集五五巻四号七二七頁を参照。
- (49) 嶋拓哉・前掲注(38)三一～三二頁。
- (50) 北坂尚洋・前掲注(38)四九～五〇頁。
- (51) 飯塚・前掲注(38)三四～三九頁。
- (52) 飯塚・前掲注(38)三八～三九頁。
- (53) 飯塚・前掲注(38)三六、三八～三九頁。
- (54) 1968 Brussels Convention on jurisdiction and the enforcement of judgments in civil and commercial matters.
- (55) Council Regulation (EC) No 44/2001 of 22 December 2000 on Jurisdiction and the Recognition and Enforcement of Judgments in Civil and Commercial Matters.

- (56) A.Dickinson, "Background and Introduction to the Regulation", in: A.Dickinson and E.Lein (eds), *The Brussels I Regulation Recast*, Oxford: Oxford University Press, 2015, pp.4,6-7,8-13; U.Magnus, "Introduction", in: U.Magnus and P.Mankowski (eds), *European Commentaries on Private International Law ECPIL Commentary Brussels Ibis Regulation 2nd Revised Edition Regulation*, Munich: Sellier European Law Publishers, 2023, p.16-21.
- (57) A.Dickinson, *supra* note 56, p.16-17; U.Magnus, *supra* note 56, p.17.
- (58) 「第4条①本規則に別段の定めがある場合を除き、構成国の主権領域に住所を有する者に対しては、その国籍に関係なく、その構成国の裁判所に訴えを提起することができる。②住所を有する構成国に国籍を有していない者に対しては、その構成国の国民について基準となる管轄規定が適用される。—法務省大臣官房司法法制部「法務資料」第四六四号（二〇一五年）五八頁。

- (59) ブラッセルⅠ改正規則前文16項、法務省大臣官房司法法制部・前掲注(58)五〇～五一頁。
- (60) 法務省大臣官房司法法制部・前掲注(58)五九頁。
- (61) E. Lein, "Jurisdiction in Matters Relating to Tort, Delict, or Quasi-Delict (Art 7 (2))", in: A.Dickinson and E.Lein (eds), *The Brussels I Regulation Recast*, Oxford: Oxford University Press, 2015, pp.156; P.Mankowski, "Art.7 Brussels Ibis", in: U.Magnus and P.Mankowski (eds), *European Commentaries on Private International Law ECPIL Commentary Brussels Ibis Regulation 2nd Revised Edition Regulation*, Munich: Sellier European Law Publishers, 2023, p.245.
- (62) E. Lein, *supra* note 61, p.157; P.Mankowski, *supra* note 61, pp.249.
- (63) E. Lein, *supra* note 61, p.157-161; P.Mankowski, *supra* note 61, pp.249-253.
- (64) E. Lein, *supra* note 61, p.156; P.Mankowski, *supra* note 61, pp.258-260.
- (65) E. Lein, *supra* note 61, p.169; P.Mankowski, *supra* note 61, pp.261-263.
- (66) E. Lein, *supra* note 61, p.169; P.Mankowski, *supra* note 61, pp.272-273.
- (67) E. Lein, *supra* note 61, p.162-163.

- (68) P.Mankowski, *supra* note 61, pp.263-270.
- (69) P.Mankowski, *supra* note 61, pp.283-286.
- (70) E. Lein, *supra* note 61, p.167-168; P.Mankowski, *supra* note 61, pp.288-290.
- (71) E. Lein, *supra* note 61, p.168; P.Mankowski, *supra* note 61, pp.292-301.
- (72) P.Mankowski, *supra* note 61, pp.322-324.
- (73) https://curia.europa.eu/jcms/jcms/j_6/en/を参照 (二〇二四年四月十六日閲覧)。
- (74) A.Ohly, "Jurisdiction and Choice of Law in Trade Secrets Cases: The EU Perspective", in: S.K.Sandeen et al (eds), *Research Handbook on Information Law and Governance*, Cheltenham: Edward Elgar, 2021, pp.236-243; L.Lundstedt, *Cross-Border Trade Secret Disputes in the European Union*, Cheltenham: Edward Elgar, 2023, pp.169-186, 190.
- (75) A.Ohly, *supra* note 74, pp.236-243.
- (76) Directive (EU) 2016/943 of the European Parliament and of the Council of 8 June 2016 on the protection of undisclosed know-how and business information (trade secrets) against their unlawful acquisition, use and disclosure.
- (77) 夏井・高人「営業秘密指令 (EU) 2016/943 [参考訳]」法と情報雑誌第二巻九号 (二〇一七年) 四八九～五一四。
- (78) 営業秘密保護指令 4 条 3 項: 「以下に該当すると認められる者よつてその営業秘密の保有者の同意なく行われた場合、営業秘密の開示行為は、違法とみなされる: (a) 営業秘密を違法に取得させる行為; (b) その営業秘密を開示しない守秘合意上の義務またはその他の義務に背くこと; (c) その営業秘密の使用を制限する契約上の義務またはその他の義務に背くこと。」。夏井・前掲注(77)五〇一頁。
- (79) Case C-548/12, *Marc Brogsitter v Fabrication de Montres Normandes* EUJL and Karsten Fräbendorf, ECLI:EU:C:2014:148, paras 21-25.
- (80) 営業秘密保護指令前文 39 項: 「この指令は、知的財産権及び契約法を含め、他の分野にある他の関連法律の適用を害しない (…)」。夏井・前掲注(77)五〇三頁。

(81) 6条2項：「2. 第1項に示す措置、訴訟手続及び司法救済は…(a)公正かつ公平であり…(b)不必要に複雑で費用のかかるものではなく、不合理な期間制限または不当な遅延がなく…かつ、(c)効果的かつ抑止力のあるものとする。」。夏井・前掲注(77)五〇七頁。

- (82) A.Ohly, *supra* note 74, pp.236-241.
- (83) Case C-228/11, Melzer v MF Global UK Ltd, ECLI:EU:C:2013:305, para 41.
- (84) Case C-523/10, Wintersteiger AG v Products 4U Sondermaschinenbau GmbH, ECLI:EU:C:2012:220, paras 36-37.
- (85) A.Ohly, *supra* note 74, pp.241-242.
- (86) Case C-170/12, Peter Pinckney v KDG Mediatech AG, ECLI:EU:C:2013:635, para 37.
- (87) Case C-360/12, Coty Germany GmbH, formerly Coty Prestige Lancaster Group GmbH v First Note Perfumes NV, ECLI:EU:C:2014:1318, paras 55-56.
- (88) Cases C-509/09 and C-161/10, eDate Advertising GmbH v X and Olivier Martinez, Robert Martinez v MGN Limited, ECLI:EU:C:2011:685, paras 48-50; C-194/16, Bolagsupplysningen OÜ and Ingrid Iisjan v Svensk Handel AB, ECLI:EU:C:2017:766, paras 33-43.
- (89) A.Ohly, *supra* note 74, pp.236-243.
- (90) L.Lundstedt, *supra* note 74, pp. 169-186, 190.
- (91) Case C-360/12, Coty Germany GmbH v First Note Perfumes NV, ECLI:EU:C:2014:1318; Case C-618/15, Concurrency Sàrl v Samsung Electronics France SAS and Amazon Services Europe Sàrl, ECLI:EU:C:2016:976; Case C-343/19, Verein für Konsumenteninformation v Volkswagen AG, ECLI:EU:C:2020:534.
- (92) Case C-523/10, Wintersteiger v Products 4U Sondermaschinenbau, ECLI:EU:C:2021:(200), Case C-170/12, Peter Pinckney v KDG Mediatech AG, ECLI:EU:C:2013:635; Case C-441/13, Pez Hejduk v EnergieAgentur.NRW GmbH, ECLI:EU:C:2015:28.

- (63) Cases C-509/09 and C-161/10, eDate Advertising GmbH v X and Olivier Martinez, Robert Martinez v MGN Limited, ECLI:EU:C:2011:685.
- (64) L.Lundstedt, *supra* note 74, pp.171-172.
- (95) 夏井・前掲注(72)五〇六～五〇七頁°
- (96) L.Lundstedt, *supra* note 74, pp.172-174.
- (76) Case C-172/18, AMS Neve Ltd, Barnett Waddingham Trustees, Mark Crabtree v Heritage Audio SL, Pedro Rodríguez Arribas, ECLI:EU:C:2019:674, para 61; Case C-523/10, Wintersteiger v Products 4U Sondermaschinenbau, ECLI:EU:C:2021:200, para 34; Pez Hejduk v EnergieAgentur.NRW GmbH, ECLI:EU:C:2015:28, para 24.
- (86) Cases C-509/09 and C-161/10, eDate Advertising GmbH v X and Olivier Martinez, Robert Martinez v MGN Limited, ECLI:EU:C:2011:685, para 42; Case C-441/13, Pez Hejduk v EnergieAgentur.NRW GmbH, ECLI:EU:C:2015:28, para 26.
- (66) Case C-523/10 Wintersteiger v Products 4U Sondermaschinenbau, ECLI:EU:C:2021:200, para 36.
- (80) L.Lundstedt, *supra* note 74, pp.172-175.
- (101) Case C-68/93, Fiona Shevill, Ixora Trading Inc., Chequepoint SARL and Chequepoint International Ltd v Presse Alliance SA, ECLI:EU:C:1995:61, para 29; eDate Advertising GmbH v X and Olivier Martinez, Robert Martinez v MGN Limited, ECLI:EU:C:2011:685, para 51.
- (82) eDate Advertising GmbH v X and Olivier Martinez, Robert Martinez v MGN Limited, ECLI:EU:C:2011:685, para 51.
- (82) C-509/09 e C-161/10, eDate Advertising GmbH v X and Olivier Martinez, Robert Martinez v MGN Limited, ECLI:EU:C:2011:685, para 48; C-194/16, Bolagsupplysningen OÜ and Ingrid Iisjan v Svensk Handel AB, ECLI:EU:C:2017:766, para 38.
- (101) L.Lundstedt, *supra* note 74, pp.176-177.
- (95) C-194/16, Bolagsupplysningen OÜ and Ingrid Iisjan v Svensk Handel AB, ECLI:EU:C:2017:766, paras 33,35,38,42.

- (106) L.Lundstedt, *supra* note 74, pp.176-177.
- (107) 例え³⁶⁾ Case C-523/10 Wintersteiger v Productis 4U Sondermaschinenbau, ECLI:EU:C:2021:200, para 29.
- (108) 例え³⁶⁾ Case C-523/10 Wintersteiger v Productis 4U Sondermaschinenbau, ECLI:EU:C:2021:200, para 28.
- (109) L.Lundstedt, *supra* note 74, pp.177-179.
- (110) 拙稿「営業秘密侵害の準拠法：EUの契約外債務の準拠法に関するローマⅡ規則をめぐる議論を参考に」法學政治學論究 一二七号（二〇一三年）一頁以下。
- (111) Case C-360/12, Coty Germany GmbH, formerly Coty Prestige Lancaster Group GmbH v First Note Perfumes NV, ECLI:EU:C:2014:1318, paras 55-56.
- (112) Opinion Of Advocate General Hogan, delivered on 16 September 202, Case C-251/20, Gtflifx Tv v DR, ECLI:EU:C:2021:745, paras 99-100.
- (113) L.Lundstedt, *supra* note 74, pp.179-180.
- (114) Case C-251/20, Gtflifx Tv v DR, ECLI:EU:C:2021:745, para 43.
- (115) Opinion Of Advocate General Hogan, delivered on 16 September 202, Case C-251/20, Gtflifx Tv v DR, ECLI:EU:C:2021:745, paras 9,96,97.
- (116) L.Lundstedt, *supra* note 74, pp.179-181.
- (117) 拙稿・前掲注(11)一一頁。
- (118) Case 21-76, Handelskwekerij G. J. Bier BV v Mines de potasse d'Alsace SA, ECLI:EU:C:1976:166, para 15; Case C-189/08, Zuid-Chemie BV v Philippo's Mineralenfabriek NV/SA, ECLI:EU:C:2009:475, para 27; Case C-352/13, Cartel Damage Claims (CDC) Hydrogen Peroxide SA v Evonik Degussa GmbH and Others, ECLI:EU:C:2015:335, para 52; Case C-304/17, Helga Löber v Barclays Bank PLC, ECLI:EU:C:2018:701, para 27; Case C-709/19, Vereniging van Effectenbezitters v BP plc., ECLI:EU:C:2021:377, para 31.

- (119) L.Lundstedt, *supra* note 74, pp.181-182.
- (120) Case C-352/13, Cartel Damage Claims (CDC) Hydrogen Peroxide SA v Akzo Nobel NV, Solvay SA/NV, Kemira Oyj, FMC Foret SA, ECLI:EU:C:2015:335, paras 52-53; Case C-30/20, RH v AB Volvo, Volvo Group Trucks Central Europe GmbH, Volvo Lastvagnar AB, Volvo Group España SA, ECLI:EU:C:2021:604, para 42.
- (121) L.Lundstedt, *supra* note 74, pp.182-184.
- (122) 7条2項:「営業秘密の違法な取得、使用または開示と関係する申立てが明らかに理由のないものであり、かつ、濫用的または不誠実にその訴訟手続を開始させたものと認められる場合、構成国は、職務権限を有する司法機関が、被告の申立てに基づき、国内法に定める適切な措置を適用することができることを確保する。そのような措置は、被告に対して損害賠償を与えること、申立人に対して制裁を加えること、または、第15条に示す決定に関する情報の公表を命ずることを、しかるべく含めることができる。」夏井・前掲注(77)五〇八頁。
- (123) L.Lundstedt, *supra* note 74, pp.184.
- (124) Case C-30/20, RH v AB Volvo, Volvo Group Trucks Central Europe GmbH, Volvo Lastvagnar AB, Volvo Group España SA, ECLI:EU:C:2021:604, paras 40-41.
- (125) L.Lundstedt, *supra* note 74, pp.184-185.
- (126) L.Lundstedt, *supra* note 74, pp.190.
- (127) 経済産業省知的財産政策室編・前掲注(7)二六一～二六二頁。
- (128) 飯塚卓也「営業秘密関連訴訟の国際裁判管轄・準拠法」ジュリスト一五九〇号(二〇一三年)三五～三六頁。

災害復興関係ガイドラインに関する研究

小野寺 千 世 編

目次

- I. はじめに
- II. 第一報告「金融庁の定めるBCPガイドラインの概要とその対応」
- III. 第二報告「BCP（事業継続計画）の策定が会社法領域に与える影響」取締役の法的責任の有無に関する検討を通じて」
- IV. 第一報告、第二報告に対するコメント
- V. 第三報告「自然災害ガイドラインに関する一考察」
- VI. 第三報告に対するコメント

災害復興関係ガイドラインに関する研究（小野寺）

I. はじめに

（小野寺千世）

本研究は、災害復興関係に関するガイドラインのうち、金融庁の定める「BCPガイドライン」、中小企業庁による「中小企業BCP策定運用指針」及び「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン（以下「自然災害ガイドライン」）を取り上げ、商事法及び民事手続法の観点から法的検討を加えようとするものであり、令和六年八月三〇日、高岡法科大学において実施された研究会をベースとしたものである。

第一報告（大久保拓也担当、II.）は、金融庁の定め

る「BCPガイドライン」を、第二報告（鬼頭俊泰担当、Ⅲ.）は、中小企業庁による「中小企業BCP策定運用指針」を取り上げ、検討するものである。具体的にいうと、第一報告は、金融庁が定める「BCPガイドライン」全般を鳥瞰するものであり、第二報告は、主に会社法の観点から、「中小企業BCP策定運用指針」が会社法の領域に与える影響につき検討しようとするものである。

第一報告及び第二報告に関する研究会での質疑の結果は、両報告に対するコメント（松嶋隆弘担当、Ⅳ.）としてまとめられている。

次いで第三報告（金澤大祐担当、Ⅴ.）は、自然災害ガイドラインにつき、その全体を俯瞰するとともにその法的課題を取り上げ検討するものである。第三報告に対するコメント（中島弘雅担当）では、主に民事手続法的観点から、自然災害ガイドライン及び金澤報告に関する検討がなされている。

本研究は、小野寺が代表を務める共同研究令和六年度法学部研究費「学術研究費（共同研究費）」「災害時の被災者賠償法制と司法が果たすべき役割」に基づき、実施

されたものであるとともに、令和六年度日本大学特別研究「『災害に強く人にやさしい地域共創拠点』の構築を目指したCyber-Physical Systemの開発」（研究代表者浅井朋彦）の支援をも受けたものである。本報告は、われわれの共同研究の現在までの成果を中間報告するべく、資料として公表するものである。今後、さらに研究を深め、令和七年二月二日に実践経営学会東北部会で本件に関するシンポジウムを開催し、その結果を取りまとめた上、最終成果とする予定である。

Ⅱ. 第一報告「金融庁の定めるBCPガイドラインの概要とその対応」

（大久保拓也）

一. はじめに

BCP（事業継続計画（Business Continuity Planning））とは、企業等の組織体が災害等の緊急事態に遭遇した場合において、組織体の事業を継続できるように、平常時や緊急時の対応方法等を取り決めておく計画のことをいう。

災害の多い日本においては、災害時においても国や地方の行政機関が適切に機能すべき対応方法を計画しておく必要がある。災害対策基本法は、内閣府や金融庁等の指定行政機関が防災業務計画を定めることを求める（同法三六条一項）。国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とするからである（同法一条）。

この防災業務計画をもとに、金融庁は防災のガイドラインを定めている（金融庁防災業務計画）。金融は資金が適切に供給されることによつて経済や国民の生活を循環させる役割を果たすための装置であり、災害等の緊急事態においても資金の循環が円滑に行われるようにする必要がある。さらに、金融庁は、BCPのガイドライン

を定めている^①。

本報告では、金融庁の定めるBCPガイドラインの概要とそれに対する金融庁・金融機関等の対応を分析するものである。具体的には、金融庁防災業務計画、金融庁版BCPの概要を扱うとともに、金融庁が所管する金融機関もBCPを定めているので、それらを横断的に検討する。そして、それを踏まえ、金融庁版BCPが、金融機関から融資を受ける多くの事業体のBCPに与える影響を考察することにした。

二、金融庁の定めるBCP

1. 金融庁の目標と金融庁BCP

金融庁は、金融を取り巻く環境が急激に変化する中にあつても、(1)金融システムの安定／金融仲介機能の発揮、(2)利用者保護／利用者利便、(3)市場の公正性・透明性／市場の活力のそれぞれを両立させることを通じて、企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生を増大を目指すことを目標として、金融行政に取り組むものとしている^②。

金融庁BCPは、一で述べた防災業務計画で大枠を定め、個別的に「首都直下地震対応編」、「新型インフルエ

ンザ対応編」という計画を定めている。ここでは災害に係る前二者をみてゆく。

2. 金融庁防災業務計画

金融庁防災業務計画（金融庁訓令第二五号・平成一三年一月六日、以下「金融庁計画」という^③）は、第一章総則、第二章 防災体制の確立、第三章 災害応急対策及び災害復旧、第四章 南海トラフ地震に係る防災強化計画等、第五章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策推進計画、第六章 地域防災計画の作成の基準、第七章 補則の章立てである。

金融庁防災業務計画は、災害対策基本法三六条第一項、大規模地震対策特別措置法六条一項等の規定に基づき、金融庁の所掌事務について、「防災に関し採るべき措置」の基本を定めるとともに、地域防災計画の作成のための基準を示すことを目的とする（金融庁計画一条）。「防災に関し採るべき措置」とは、災害の発生時等において金融庁及び金融機関等が、早期に被害の回復を図り、金融システムの機能の維持に必要な最低限度の業務を継続するために必要な措置を含むものとしているので、措置の名宛人は金融庁をはじめとする行政機関と金融機関等に

なる。これらが対象となるのは、災害発生後に被害の回復と業務継続のための司令塔となる金融庁と、災害からの復旧には金融を通じて金融機関等が資金を供給して経済を円滑に回す仕組みを保持するためであろう。

金融機関等に該当するのは、預金等取扱金融機関、銀行協会等（預金等取扱金融機関を会員とする協会をいう）、保険会社、少額短期保険業者、電子債権記録機関、金融商品取引業者、金融商品取引所、金融商品取引業協会、保管振替機関、振替機関及び清算機関である（金融庁計画二条二項二号）。銀行、金融商品取引に関する機関、決済に関する機関は資金の移動に大きく関わり、また保険会社は損害に対する保険金の支払で復興に関わることになる。

金融庁防災業務計画は、平時の体制整備（第二章）と有時の体制整備（第三章・第五章）を定める。

前者（平時）については、主に金融庁内の対応を定めるが、金融機関等との連携をとる旨を定めているのが特徴的である。例えば、日本銀行等の関係機関との連携をとること（金融庁計画四条三項）、金融機関等との間で災害発生時における連絡方法の確認等を行うこと（金融

庁計画六条三項）、災害時等において早期の被害回復と金融システムの維持に必要な最低限度の業務の継続が可能となるよう体制整備を図ること（金融庁計画八条の二）が定められる。

後者（有時）については、金融庁内では、応急措置の実施と金融機関等に対し報告を求めることで情報収集手段が求められる。金融商品取引業に関する措置（金融庁計画一三条）や地震対策も定めるが、金融商品取引については金融商品の売買対応や取引所のネットワークシステムの稼働が主な問題となるので、論点が絞られること、地震対策については3で後述することから、ここでは金融に関する措置（金融庁計画一二条）を取り上げる。

金融に関する措置（金融庁計画一二条）の重点項目としては、①災害関係の融資に関する措置（災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続の簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずることをいう）、②預貯金の払戻し及び中途解約に関する措置（預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した預貯金者については、り災証明書 の提示その他実情に即する簡易な確認方法を

もって被災者の預貯金払戻しの利便を図ること、及び事情やむを得ないと認められる被災者については、定期預金、定期積金等の中途解約又は当該預貯金を担保とする貸出に应ずる等の適宜の措置を講ずることをいう）、③手形交換、休日営業等に関する措置（災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業についても適宜配慮すること、並びに窓口における営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを行う等、被災者の便宜を考慮した措置を講ずることをいう）が挙げられる（一二条）。①・②は国民の生活の回復に必要な措置であり、具体的な対策は金融庁から各金融機関に融資や預貯金の対応を促すこととなる。③はビジネス上の決済やオンライン決済で求められる対策である。手形交換は電子交換所での決済になり、オンラインシステムが稼働しているか、稼働していない場合に紙の手形に基づく交換を行うという技術的な問題が生じてくる。現金自動預払機もオンライン決済稼働状況次第となる。

金融庁防災業務計画は概括的に規定されているため、

オンラインシステムへの対応がどうなるかは明らかではない。ただ、金融取引や金融商品取引はオンライン化され、ネットワークを介してデータがつながっているため、業務の継続についてはネットワークの復旧が迅速に行われるように体制を整える必要があることは重視すべきである。

3. 金融庁BCP「首都直下地震対応編」

金融庁BCP（首都直下地震対応編・令和五年六月二三日）は、日本で頻発する地震が発生した場合に、日本経済の基礎インフラである金融システムの機能を維持するために、平成二〇年六月に策定された金融庁BCP（首都直下地震対応編）を改訂したものである。⁴

金融庁BCPの基本方針は、想定災害等発生時において金融システムの機能の維持を図るべく、次の①・②の方針に基づいて、業務継続に向けた取組みを進めていくものとする。

①国民の金融資産の保全を図り、国民生活や民間の金融・経済活動が中断する事態をできるだけ避け、その早期回復に努める。

②金融庁の業務継続体制の確保に向けて、職員の安全

を確保し、必要な執行体制を整備した上で、行政資源を適切に配分する。

金融庁BCPの構成は、次の4章で構成される。第1章 適用範囲、想定する災害・被害等、第2章 発災時における対応、第3章 業務継続への備え、第4章 教育・訓練及び計画の見直し、である。

その対応策をみると、地震発生直後から、安否確認・報告、災害対策本部の設置、担当者の参集を始め、情報管理体制を確立、災害対策本部の設営、情報発信体制の確立、海外当局者等への情報発信、金融機関の被災状況に係る情報発信と対応すべきタイムスケジュールと担当者・担当機関を明示している。

まず金融庁内の職員に対する計画として、職員の初動対応として何をなすべきか明確にしている。地震はいつ発生するかわからないため、就業時間だけでなく、就業時間外の対応、災害対策本部への参集が困難な者への対応も定める。

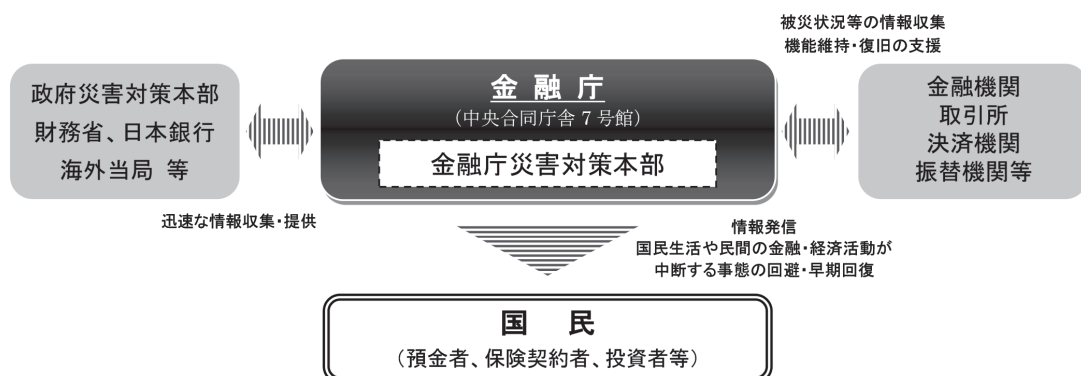
金融庁内の職員が災害対応本部を設置して災害への対応できる体制を構築するとともに、情報収集、情報発信体制を順次確立することとしている。金融庁外部との関

わりでは、非常時優先業務等の実施（第2章3(2)）について、金融機関における情報の確認方法(iii)、国民、金融機関、海外当局等への情報発信(iv)、金融機関に対する被災者支援の要請に係る業務(v)、E D I N E Tの管理・運用に関する計画(vii)等の項目を挙げる。対外的な対応策については、金融庁から、政府災害対策本部、財務省、日本銀行、海外当局等との間で正確な情報収集をし、情報を提供するとともに、金融機関、取引所、決済機関、振替機関等から被災状況等の情報収集し、それらの機能維持・復旧の支援を行い、それらをもとに、国民に対して、金融・経済活動が中断しないよう情報発信を行うというものである（図表1参照）。

このガイドラインは、金融庁の建物自体が耐震化されていることを前提としたものとなっている。金融庁内部で情報収集・意見交換・情報発信を行うことになる。もともと、このガイドラインが前提とする被災のレベルは都心南部直下地震（M7.3）である。金融庁自体が物理的に被災した場合や、交通手段の被災により職員が来庁できない場合の対応策も重要である。また、金融取引や金融商品取引のオンライン化が進んだ現在、金融取引や

災害復興関係ガイドラインに関する研究（小野寺）

（図表1）
＜金融庁と関係機関等との概念図（イメージ）＞



（出所）金融庁 B C P 「首都直下地震対応編」16頁

金融商品取引のオンライン取引センターの被災を避ける措置（バックアップセンターの構築）も、都心直下地震でどこまで対応できるのかさらなる検討が必要になる。金融庁内で対応が困難な場合に、バックアップ体制をどこに構築するか、復旧時の対外関係の対応の整備が今後求められよう。

三．金融機関等の定めるBCP

1．金融機関等の定めるBCPの重要性

被災直後に金融機関が対応する必要があるのは、債務の支払等の資金決済体制の復旧、預貯金の払い戻し等による資金取扱方法の復旧、他金融機関や国内外の金融機関への送金等の金融事業者間取引の復旧がある。災害から時間が経つと、融資対応が求められる等、求められる対策は変わってくる。

災害直後の初動対応では、二で述べた金融庁BCPと同様に、職員の安否確認や災害対策本部の設置等の災害対応の司令部を作り、情報収集と情報発信の体制を整備することが求められる。本報告では金融機関のHP掲載のものをもとに、各金融機関のBCPの特徴をみておきたい。

2．日本銀行の定めるBCP

日本銀行のBCPは、災害発生時と災害発生のおそれがある場合に、中央銀行として、①銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節を行うとともに、②銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図ることで、信用秩序の維持を目的としている（第1）。防災対応を行う組織は本支店の各部署で行うこととして本店だけでなく、支店でも、災害対策本部または準本部を設けて応急体制をとることができるようになると定める（第3）。

災害の予防対策（第4）と災害応急対策（第5）を定めるところは金融庁BCPと同様である。その中で、災害発生時等における通貨供給に支障が生じないように、日本銀行券および貨幣の保有高の充実を図るとしているところが特徴である。日本銀行が通貨発行を管理しているから、各支店で常時適正な保有高を確保するとともに、災害発生のおそれが強い地域または地理上要衝の地に所在する本支店にとくに重点的に配賦するほか、必要に応じてあらかじめ当該地所在の金融機関に発行元銀行券を委託することとしている（第4の2(2)）。通貨保有高につ

き分散保有することでリスク管理を行っている。さらに、震災後の被災地については、現金供給のために現金を郵送するとともに、その状況を把握するための通信手段を確保することも求めている（第5の2(2)）。

このように具体的に通貨を運搬する体制の整備まで定めるところが、金融の直接の担い手となる日本銀行のBCPの特徴といえる。

3. 各金融機関の定めるBCP

多くの金融機関でBCPを定めている。

メガバンクのBCP⁽⁵⁾をみると、金融機関の職員だけではなく、顧客の安全確保も図ることを謳っているところの特徴である。金融機関の窓口には不特定多数の多くの顧客が出入りすることから、顧客に対しても建物の耐震性の向上をアピールしているのである。現金供給（預金等の払い戻し）、資金の決済（振り込み、送金、口座振替等）、資金の融通等の項目を具体的に挙げて、BCPの内容をわかりやすく明示する。こうした目的から、HP上では金融庁や日本銀行のようにBCPの規定そのものを明示するのではなく、要点をビジュアル化してわかりやすく示している。もちろん、金融機関の職員向け

には別途詳細なガイドラインが作成されているであろうが、あくまで職員向けの文書ということになる。

さらに、三井住友銀行のBCPでは自らのBCP作成の要点を示すとともに、顧客向けにBCP作成方法のガイドラインを示している。BCPの作成方法を指南することで、顧客獲得につなげようとする意図がみとれる。これと同様の取り組みをするものとして、北陸銀行のBCP（事業継続計画）支援がある⁽⁶⁾⁽⁷⁾。災害発生時のリスク対策のために、BCP対応を行った企業向けに大地震発生に対応した特別融資を行うという内容である。

各金融機関の定めるBCPへの取り組みをみると、BCP作成は単に各金融機関自体の災害対応を目的とするだけではなく、金融機関による融資の一要素とするものもある。後者は、各企業の経営の改善に資するものであるから、BCPを定めることを通じて業務改善につなげるという積極的な取り組みもみとれるのである。

四・金融庁金融庁・金融機関等の定めるBCPの特徴と今後の課題

本報告では、金融庁BCPを検討した。二で述べたように、金融庁BCPでは、金融庁防災業

務計画を基本とし、首都直下地震対応といった個別のBCPで具体的な対策を定めている。金融庁自体が災害発生時にどのように防災対応するかが中心的な内容である。金融システムはオンライン化され、ネットワークでつながっているため、オンラインシステムの復旧をどうするかが課題となるが、金融庁BCPでは具体的なシステムの構築は各金融機関等が対応することであるため、どう対応するかまでは示されていない。もともと、システムの問題はガイドラインに詳細に記載すれば直ちに対応できるものではない。この点、計画策定にとどまらず計画の継続的改定は今後の課題といえよう。

金融庁BCPは、三で述べたように金融機関等との連携についても定めている。日本銀行では、通貨の管理を強調して、対応すべきBCPの内容に優先順位をつけている。日本銀行のBCPに鑑みると、リスク分散の仕組みもBCPに定めるべき重要な要素といえることができる。各金融機関ではBCPの作成は顧客獲得や顧客の経営改善への方法としても活用されている。顧客となる企業がどのようにBCPを改善するか判断については、企業の内部統制の問題として取り組む必要がある。これに

については、中業企業庁の「中小企業BCP策定運用指針」^⑧を踏まえた取り組みが重要であるとする、鬼頭俊泰教授の第二報告を参照していただきたい。

- (1) BCP（業務継続計画）等について (<https://www.fsa.go.jp/policy/BCP/>「最終閲覧二〇二四年一〇月四日」）。
- 金融庁BCP（首都直下地震対応編）、金融庁BCP（新インフルエンザ対応編）がある。
- (2) 「金融庁の概要」 (<https://www.fsa.go.jp/common/about/fsainfo.html>「最終閲覧二〇二四年一〇月四日」）。
- (3) 金融庁防災業務計画 (<https://www.fsa.go.jp/policy/BCP/09.3.pdf>「最終閲覧二〇二四年一〇月四日」）。
- (4) 金融庁BCP「首都直下地震対応編」 (<https://www.fsa.go.jp/policy/BCP/07.23.pdf>「最終閲覧二〇二四年一〇月四日」）。
- (5) みずほ銀行 (<https://www.mizuho-fg.co.jp/company/internal/continuity/index.html>)、三井住友銀行 (<https://www.smbc.co.jp/hojin/magazine/planning/about-bcp.html>)、三菱UFJ銀行 (<https://www.bk.mufg.jp/kigyoku/bcp.html>)の各BCP「最終閲覧二〇二四年一〇月四日」。
- (6) 日本銀行BCP (https://www.boj.or.jp/about/bcp/boj_bcp/bkeikaku.htm「最終閲覧二〇二四年一〇月四日」）。
- (7) 北陸銀行のBCP（事業継続計画）支援について

(<https://www.hokugin.co.jp/info/files/pdf/1713.pdf> [最終閲覧二〇二四年一〇月四日])。

(8) 中業企業庁の「BCP策定運用指針」(<https://www.chusho.meti.go.jp/BCP/> [最終閲覧二〇二四年一〇月四日])。

Ⅲ．第二報告「BCP（事業継続計画）の策定が会社法領域に与える影響」取締役の法的責任の有無に関する検討を通じて」（鬼頭俊泰）

1. はじめに

本稿は、Business Continuity Plan（事業継続計画。以下、「BCP」という）の策定が、会社法領域に与える影響、とりわけ取締役の法的責任与える影響につき検討することを目的とする。

中小企業庁が示す「中小企業BCP策定運用指針」によれば、BCPとは、企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続ある

いは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこととされる^①。

ただ、BCPは、前記のとおり、企業などの組織が緊急事態であっても事業を継続するために備えて策定しておく計画全般をさすため、現状、統一的なフォーマットが存在するわけではない。むしろ、多様な公官庁において指針が示されてはいるもの^②、それらは公官庁の役割・区分に応じた内容となっていることに加え、BCP策定の対象となる多様な組織体においては、それぞれの組織体において想定される緊急事態や事業の内容が異なるため、すべての組織体にとって共通する統一的なBCP策定方針の策定は困難であるといえよう。

本稿では、数多く存在するBCP運用指針のうち、筆者が主な研究対象とする事業体と深く関係していることから、中小企業庁が示す「中小企業BCP策定運用指針」をもとに、BCPの策定が会社法領域、とりわけ取締役の法的責任の有無に対してどのような影響を与えるのかにつき検討を行う。

本稿の検討手順は以下のとおりである。まず、中小企

業庁が示すBCPの内容をまとめたうえで、BCPの策定が影響を与えると思われる会社法領域の問題点を整理する。そこでは、主に取締役の法的責任の観点から状況を整理し、取締役の法的責任の有無などにつき検討を加えたい。最後に、BCP策定が会社法領域以外に与えると思われる点をいくつか取り上げたい。

2. BCPの概要

(1) BCPの概要

前述したとおり、BCPとは、企業が自然災害、大震災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のことである^③。

かかる緊急事態において企業として有効な対応ができなければ、経営基盤が脆弱な中小企業を中心に、廃業へ追い込まれるおそれが生じることとなる。また、廃業に至らなくとも事業を縮小し従業員を解雇しなければならぬ状況も発生しうる。

こうしたことから、BCPを事前に準備をしておき、

緊急事態において企業が倒産や事業縮小を回避しつつ、事業の継続・早期復旧を図ることが重要となる。BCPを事前かつ周到に準備をしている企業は、顧客の信用を維持し、市場関係者から高い評価を受けることとなり、株主にとって企業価値の維持・向上につながる^④。

このBCPの特徴は、①優先して継続・復旧すべき中核事業を特定する、②緊急時における中核事業の目標復旧時間を定めておく、③緊急時に提供できるサービスのレベルについて顧客と予め協議しておく、④事業拠点や生産設備、仕入品調達等の代替策を用意しておく、⑤全ての従業員と事業継続についてコミュニケーションを図っておくことにある^⑤。

(2) 中小企業BCP策定運用方針

わが国では毎年、地震、台風、集中豪雨等の自然災害が数多く発生していること、また、災害で被害を受けた中小企業の事業中断は、そのまま廃業や倒産といった事態につながりかねないこと、さらに、それが長期にわたれば、被災地の地域経済はもとより、わが国経済全体に深刻な影響を及ぼしかねないことなどから、中小企業庁は、中小企業の事前の備えを支援するため、「中小企業

BCP策定運用指針」を公開している⁽⁶⁾。

同指針によって、わが国の中小企業自らがBCPを策定し運用することができるよう、わかりやすく解説している。

(3) BCP策定手順・目的・効果

中小企業BCP策定運用指針によれば、BCPの策定は、①基本方針の立案（何のためにBCPを策定するのかなど）、②重要商品の検討（限りある人員や資機材の中で優先的に製造や販売する商品・サービスをあらかじめ取り決めておく）、③被害状況の確認（災害等により会社が受ける影響のイメージを持つ）、④事前対策の実施（緊急時に必要な経営資源を確保するための対策を平時から検討・実施）、⑤緊急時の体制の整備（会社の事業継続のために適切な行動ができるようにするための緊急時の対応とその責任者の整理）、という手順を踏んで進行される。

前記①は、会社の経営方針の延長に位置するもので、BCP策定の目的となる。例えば、人命の安全を守る・自社の経営を維持する・供給責任を果たし、顧客からの信用を守る・従業員の雇用を守る・地域経済の活力を守る

る・社会からの需要に応えるなどである。

このように、適切なBCPが会社経営者（取締役）が中心となって策定されることにより、最高意思決定者不在時の緊急時対応を事前に取り決めることができ、BCPの策定・運用により、防災に係る融資や保険の優遇が受けられる場合もあり、また、取引先や社外からの信用が高まり中長期的な業績向上が期待されることとなる⁽⁷⁾。

3. BCP策定が会社法領域に与える影響に関する検討

それでは次に、BCP策定が会社法領域に与える影響について検討したい。

(1) 取締役によるBCP策定の会社法上の位置づけ
BCPの策定にあたっては、2で述べたようにBCPの策定とBCPをどのような内容とするのが問題となるところ、BCPを策定する会社については、会社ごとに置かれている状況（事業内容・会社規模・会社所在場所など）が異なるため、各会社にとって適切なBCPは一樣ではない。

従って、各会社におけるBCPの策定と適切なBCP

の内容については、各会社の経営者（取締役）を中心に策定されることとなるため、かかる判断はあくまで取締役の経営判断の一種と整理されることとなる。取締役の経営判断については、いわゆる経営判断原則によって判断されることとなるため、同原則に従うと、①経営判断の前提となる事実認識の過程（情報収集とその分析・検討）における不注意な誤りに起因する不合理さの有無、②事実認識に基づく意思決定の推論過程・内容の著しい不合理さの存否、という点が、取締役の善管注意義務違反の判断の中心要素となる。^⑧すなわち、これは取締役の責任につき、事後的・結果論的な評価がなされてはならないことを意味し、BCPの策定にあたって前記①②に問題がなければ、策定を主導した取締役の責任は問われないこととなる。実際に、この判断基準によると、取締役の判断を是認する結論が導き出されることが多いとされる。^⑨

取締役の善管注意義務・忠実義務違反が存在する場合には、対会社責任（会社法四二三条）、対第三者責任（同法四二九条）、株主代表訴訟（同法八四七条）などによる損害賠償責任（追及）の可能性が生ずる。そのうち

会社法四二九条一項では、役員等がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員等は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う旨規定がなされており、取締役の責任が認められるための要件として、①任務懈怠、②悪意または重大な過失、③第三者の損害、④①・③との間の相当因果関係が必要とされている。^⑩取締役が策定したBCP策定行為によって、前記①から④の要件が満たされる場合には、かかる損害を賠償しなければならない状況も生じよう。

一方、自然災害等、とりわけ大災害については、それらが不可抗力であるとして、損害に対する免責規定が各種設けられている。そもそも、不可抗力については法律上の定義規定は設けられていないものの、学説上は「外部からくる事実であって、取引上要求できる注意や予防方法を講じても防止できないもの」^⑪であったり、「単に過失がないというだけではなく、よりいっそう外部的な事情」^⑫などとされている。この不可抗力（帰責不可事由）による損害については、たとえば民法四一五条但書、同法五六七条一項、商法五九六条一項（反対解釈）などによる免責規定が置かれている。

こうした規定の存在・趣旨からすると、そもそも自然災害等（不可抗力）による損害につき、BCP策定（不備）に基づく経営者（取締役）側に対する責任追及自体が無理筋な主張となろう。むしろ、経営者（取締役）に法的責任が発生しうる例外的な局面はどのようなものかを検討することの方が有益であると思われる。

（2）BCPの策定と取締役の法的責任の有無

たとえば3(1)で触れた会社法四二三条や同法四二九条の要件に従えば、自然災害等が発生した場合を想定したBCP策定といった対策の必要性を認識しつつ、何ら企業（取締役）として対策をしていなかったような場合、すなわち、取締役が職務を行うについて悪意または重大な過失があったときには、当該取締役につきBCP策定に伴う法的責任が認められる可能性はあろう。もっとも、各会社における適切な対策の具体的内容は、BCP基本方針で設定したBCP策定目的によって変動することとなる。

また、そもそも大災害が発生した場合には、「企業の継続（個人（従業員）の継続」、すなわち従業員の生命の確保が重要となるところ、2(3)で掲げたように、

BCP基本方針として、従業員の安全を守ると設定した場合には、会社・取締役の安全配慮義務（使用者（事業者）が労働者（従業員）の心身の健康と安全を守るために配慮すべき義務）の問題となろう。

会社・取締役による従業員の安全配慮義務違反が問題となった事実として、肥後銀行事件¹³を取り上げたい。同事件は、銀行の従業員Aが、長時間労働に従事させられ、うつ病にり患し投身自殺したことにつき、Y銀行には従業員の健康に対する注意義務違反があるとして、遺族であるXらがY銀行に対して主位的に不法行為（民法七〇九条）、予備的に債務不履行（同法四一五条）に基づき損害賠償およびその遅延損害金の支払いを求め、かかる請求が認容された事件（①事件）と、①事件を受け、Y銀行株主がY銀行取締役に対し、①事件によってY銀行の信用が著しく損ねられ、信用毀損による損害を被つたのは、当時Y銀行の取締役であった被告らが、従業員の労働時間管理体制の構築に係る善管注意義務を懈怠したためであると主張して、会社法八四七条の二及び同法四二三条一項に基づき損害賠償およびその遅延損害金の支払を求め、かかる請求が棄却された事件（②事件）か

ら成る。

①事件・②事件ともに、会社（Y銀行）による労務管理体制構築（内部統制システム構築¹⁴）の不備が問題となっており、運用を想定している局面が平時も含めたもののなか緊急時（有事）なので異なるものの、会社法が念頭に置いている内部統制システムの構築と、BCPが念頭に置いている緊急時（有事）の体制の整備が共通点を持つこととなる。

②事件において裁判所は、「会社（銀行）の取締役に対し、適切な労務管理の体制の構築・運用を怠ったことが善管注意義務に違背するとしてその責任を追及するためには、代表取締役および労務管理を所掌する取締役の判断の前提となった情報の収集、分析、検討が不合理なものであったか、あるいは、その事実認識に基づく判断の過程および判断内容に明らかに不合理な点があったことを要する」とし、3(1)で述べた経営判断原則における善管注意義務違反等と同様の判断基準を用いて判断（取締役の法的責任を否定）を下している。

会社法は、大会社の取締役に対し、会社の業務が法令を遵守して行われるための体制（法令遵守体制）を含め

た内部統制システムを整備する義務を負わせている（会社法三四八条四項）。また、取締役会設置会社では、取締役会決議により内部統制システムの整備に関する事項の策定を義務付けている（会社法三六二条五項）。一方、大会社以外の会社（における取締役）については、内部統制システム構築義務は課されていないものの、3(1)で述べた通り、取締役に善管注意義務・忠実義務違反が存在する場合には法的責任が認められる可能性がある。

この内部統制システム構築義務違反の判断基準については、取締役が内部統制システムに関する義務を怠り（任務懈怠）、それにより損害が生じた場合には、損害賠償責任を負う（会社法四二三条、四一九条）。また、会社は、会社法三五〇条に基づき、代表者の行為について損害賠償責任を問われることがある¹⁵ほか、前記①事件のように、民法七〇九条の不法行為の規定に基づき、損害賠償請求されることも考えられる。

以上からすると、まず、内部統制システム構築に関する決定が義務づけられている大会社において（会社法三四八条三項四号・四項等）、それをしなかった場合は法令違反となり、取締役の法的責任が肯定されることと

なろう。また、取締役が当該会社の規模や特性に応じた内部統制システムを構築していなかった場合には、善管注意義務違反となる。過去に会社において不正行為が発生していたにもかかわらずそれに対応しうる内部統制システムを構築していなかった場合にも、善管注意義務違反が認められる可能性がある。

内部統制システムの構築が義務付けられていない中小会社においても、社内体制の整備を怠り、会社に損害が生じた場合には、善管注意義務違反であるとして損害賠償責任が肯定される可能性がある。

かかる議論をBCP策定局面に当てはめると、会社にとって容易に想定される緊急事態に対し、事前に取締役がBCPを策定しない、BCPの策定内容が著しく現実とそぐわないなどの不合理な対応をして会社等に損害を生じさせたような場合には、善管注意義務・忠実義務違反であるとして、法的責任を負うこととなろう。

4. まとめに代えて

以上、本稿ではBCP策定とBCP策定内容が取締役の法的責任に与える影響につき検討を加えた。

運用想定局面は異なるものの、BCP策定に関する取

締役の法的責任の有無については、内部統制システム構築義務の判断枠組みを参考にすべきと考える。

会社法上、内部統制システム構築義務は大会社（の取締役）に限って規定されているところ、BCPの策定（緊急時の体制整備）については、大会社だけでなく中小会社を含めたすべての会社に関わる事柄であり、取締役を中心に、各会社において最適と思われるBCPの策定（とそのためを検討）をしていたか否かが重要となる。

なお、BCPの策定については、①実体法と手続法との関係（BCP策定にあたっての責任につき手続き面からの検討）、②税制との関係（緊急事態における各種税制を活用できずに会社に損害を与えてしまったような取締役の責任に関する検討）、③保険・約款規制との関係（不可抗力条項といった契約法理からの検討）、④国・自治体との関係（国・自治体への損害賠償請求局面の検討）などについては別途検討の必要がある。これらの検討については他日を期すこととしたい。

(1) 中小企業庁 HP https://www.chusho.meti.go.jp/bcp/contents/level_c/bcpgl_01_1.html 参照

- (2) たとえば、内閣府「事業継続ガイドライン」、厚生労働省「介護施設・事業所における業務継続ガイドライン」、東京都「東京都業務継続計画（都政BCP）」、全国銀行協会「震災対応にかかる業務継続計画（BCP）」に関するガイドライン」などがある。
- (3) 中小企業庁・前掲注(1)
- (4) 中小企業庁・前掲注(1)
- (5) 中小企業庁・前掲注(1)
- (6) 中小企業庁『中小企業BCP策定運用指針（第2版）』（中小企業庁、二〇二二年）
- (7) 中小企業庁・前掲注(1)
- (8) 高橋美加ほか『会社法（第3版）』（弘文堂、二〇二〇年）二二二頁「高橋美加」
- (9) 江頭憲治郎『株式会社法（第9版）』（有斐閣、二〇二四年）四九九頁
- (10) 岩原紳作編『会社法コンメンタール9 機関「3」』（商事法務、二〇一四年）三四七頁「吉原和志」
- (11) 窪田充見『不法行為法（第2版）』（有斐閣、二〇一八年）一一頁
- (12) 我妻榮ほか著『我妻・有泉コンメンタール民法（第7版）』（日本評論社、二〇二二年）八〇三頁
- (13) 熊本地判平成二六年一〇月一七日・判時二二四九号八一頁（①事件）、福岡高判令和四年三月四日・金法二一九〇号九四頁（②事件）

- (14) 取締役の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務及び当該会社・その子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制（会社法三四八条三項四号・四項、会社法施行規則九八条）
- (15) 最判平成二二年七月九日・判時二〇五五号一四七頁

IV. 第一報告、第二報告に対するコメント

（松嶋隆弘）

1. 両報告の関係についての整理

BCPガイドラインを素材としつつ、大久保報告では社会におけるマネーサプライの安定というマクロな観点からの分析がなされ、鬼頭報告では、個々の企業の活動の継続性というミクロな観点からの検討がなされたものと理解する。以下、かかる前提に立つて、両報告に対し若干のコメントを行う。

2. 大久保報告に対するコメント

(1) 社会における血流たるマネーサプライの安定継続大久保報告は、金融庁のBCPガイドラインを鳥瞰的に分析し、「社会におけるマネーサプライの安定に資す

るためのシステム」と理解して、検討しようとするものである。言うまでもないことだが、マネーサプライは人体における血液のようなものであり、その安定供給は経済活動の継続のため不可欠である。かような観点から金融庁のBCPガイドラインを眺めていくと、同ガイドラインは、マネーサプライの安定のため、マネーを供給するバンク（銀行）のビジネスの継続性と所轄官庁である金融庁自身の活動の継続性を念頭に置いているものと理解される。自然災害ガイドラインについては、後で金澤報告で検討されるところであるが、同ガイドラインの適用が問題となるような状況では、金融機関自身が被災しているといった事態がまみられ、かかる事態において、金融機関が金利減免等に応じるのが困難となる場面が生じうるようである。個々の企業の救済のためには、マネーサプライを司る金融機関自体のBCPが確保されている必要がある、そのためには金融機関全体を監督する金融庁自体のBCP確保も不可欠となる。金融庁のBCPガイドラインは、かような観点で策定されているものと理解できよう。

(2) キャッシュレスの場面をも対象とする必要

なお、前記の議論ではマネーを抽象的なものと理解して分析していた。電子マネー等のキャッシュレスの決済手段が普及している現在、BCPを議論する際には、物理的なデバイスとしてのマネー（紙幣、硬貨）だけでなく、キャッシュレスの場面をも対象とする必要があるのではないかと思われるので、一言しておきたい。

キャッシュレス・マネーについては、電気が使えなくなったり、端末が動かなくなってしまうようなものもなく、一方で、携帯電話が普及している現在においては、携帯と関連のアプリさえ動いていればどうにか続けていくことができる。かような観点からすると、災害時におけるキャッシュレス・マネーの安定性、具体的にいうと携帯電話とアプリさえ動いていれば、動かし続けていくことができるキャッシュレス社会の実現に向けた取り組みを本格的に考えていくべきではないかと思われる。この点で、新型コロナウイルス対策の一環として、現金の使用を制限し、キャッシュレス・マネーの利用を強く推奨した英国の対応が参考になるように思われる。ただ、そのためには通貨の強制通用力を規定する通貨法（通貨

の単位及び貨幣の発行等に関する法律）の見直し等、法的整備を必要とする場面も出てくるのではないかと思料する。

3. 鬼頭報告に対するコメント

(1) はじめに

続いて鬼頭報告に対するコメントに移る。大久保報告との対比でいうと、鬼頭報告は、個々の企業におけるBCPを取り扱ったものと整理できることについては、前記のとおりであるが、個々の企業におけるBCPをさらに「平時」と「有事」とに分けることができるように思われる。以下、かかる観点から分けてコメントしていこう。

(2) 「平時」におけるBCP

「平時」におけるBCPとしては、次の二つを指摘しておきたい。まず第一の点として、例えば、本店機能の分散、工場の分散といった災害に備えた経営体制の実現である。言い換えると、意図的に一元化しない経営、意図的に余剰・ムダを生じさせておく経営ということもできよう。すなわち、本店機能な生産体制を複線化しておくことは、短期的・中期的には余剰やムダを産むような

経営であるわけだが、かかる余剰やムダを災害時の備えとして活用しうる。かかる観点から、意図的に余剰やムダを残しておく経営こそが「平時」におけるBCPということができるように思われる。法的にいうと、かかる余剰やムダを単なる余剰・ムダに過ぎないとみるか、「平時」における防災体制と評価するかといった見方の違いであり、かかるファクターを経営判断として許容できるかということでもある。

次に第二の点として、有事に備えた権限分配秩序の確立につき指摘したい。具体的には、代表取締役社長が被災し不在となった場合、次順位の者が代表取締役社長に代わり、迅速に意思決定をできるようにしておく必要があるといったことである。かかる事項を整備しておくためには、平時から、定款なり取締役会規程なりを整備しておく必要がある。会社法は、一定の場合に裁判所が関与する場面を用意している（例えば、一時代表取締役や職務代行者に関する会社法三五一条、三五二条）。ただ、東日本大震災の事例で見られたように、災害時には司法自身が被災しているということも想定されうる。有事に備えた権限分配秩序の確立を行う際には、司法が機能し

ない場合をも念頭に置く必要があるといえそうである。

(3) 「有時」におけるBCP

次に「有時」におけるBCPである。ここでは三点を指摘したい。第一に、会社の通常のガバナンスが機能せず、さらには司法自身が機能しないといった場面において、実際の会社経営にあたる者に対し、一時的な独裁を許容していく必要があるということである（当該会社における戒厳令といってもよいかもしれない）。会社法的には、有事における経営判断は平時におけるのと違いがあるのではないかという問題となつてこよう（仮に平時と有事とで違いがないというのであれば、有事における越権行為を平時において事後的に追認するといった取り扱いになつていくであろう）。

第二に、マネーサプライの問題である。すでに企業が借りているマネーの取り扱いは、自然災害ガイドラインに絡めて金澤報告で検討されるので、ここでは企業が新たに調達するマネーを問題にしている。企業がニューマネーを新株により調達する場合では、危機時期対応の規定として、会社法二〇六条の二第四項但書のような規定があるが、借入により調達する場合には、「多額の借財」

の問題となるものの（会社法三六二条四項二号）、危機時期について特別の取り扱いを許容する規定は存しない。「多額の借財」における「多額」性に関しては、すでに最高裁判決があり（最判平成六年一月二〇日民集四八巻一号一頁^①）、かかる判決を前提とした基準が実務で確立しているが、危機時期においては、時としてかかる基準を大幅に超える借り入れを緊急かつ迅速にできるようにする必要がありそうである。ここでも、「多額」性につき、平時と有事とで異なる解釈をしていくか、それとも有事における多額の借り入れを後日追認していくかといったアプローチの違いがでてくるように思われる。

第三に、これは一見するとBCPと矛盾するのだが、時として事業の移転や廃業も視野に入れるべきという点も指摘しておきたい。つとに倒産法においては、再生型倒産処理のスキームとしてコーポレートレスキューとビジネスレスキューがあることが知られている。前者は、当該企業体自体の存続を前提とした再生であるが、後者は、当該企業体とそれが営む事業とを切り離し、事業のみの存続を企図するスキームである。ビジネスレスキューにおいては、事業譲渡や会社分割等により、事業

が受け皿会社に移転され、当該企業体自体は消滅することとなる。鬼頭報告における個々の企業のBCPは、どちらかというところ、被災企業の支援としては、ビジネススキューという発想からも検討することがありうるように思われる。

（1）ただし、会社法三六二条四項一号の「重要な財産の処分」に関する判断として下されたものである。ただ、一号の「重要」と二号の「多額」とでは、同義であると解されている。

V. 第三報告「自然災害ガイドラインに関する一考察」 （金澤大祐）

一. はじめに

令和六年能登半島地震では、津波、建物崩壊、火事等により、多数の者が自宅や事業所を失った。自然災害により自宅や事業所を失った個人は、自宅や事業所を再建する際に、金融機関に既存の債務のみならず、新たに債

務を負うこととなる、いわゆる二重ローン問題に直面することとなる。個人の二重ローン問題を放置することは、二重ローンを負った個人が被災地で生活することを困難にし、被災地の復興を妨げることとなる。そこで、個人の二重ローン問題に対処すべく策定されたのが「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」（以下、本文では「自然災害ガイドライン」という。括弧内では「GL」という^①）である。自然災害ガイドラインに基づく債務整理は、熊本地震によつて二重ローンを負った者の生活や事業の再建に寄与しており、能登半島地震の被災者の再建の一助となることが期待される。もっとも、いつかは起こるであろう南海トラフ大地震や首都直下型地震の際に、自然災害ガイドラインのみで個人の二重ローン問題に対処できるかは明らかではない。

そこで、本報告では、南海トラフ大地震や首都直下型地震などの大規模自然災害が発生し、個人の二重ローン問題に対処するための自然災害ガイドラインのみでは十分に対処できない場合を想定して、自然災害ガイドライン以外の手段について、自然災害ガイドラインの概要を確認した上で、法人の二重ローン問題に対処するための

仕組みを参考にして、検討することとする。なお、本報告に際しては、検討課題との関係で、自然災害ガイドラインの新型コロナウイルスの場合の特則については、基本的には省略する。

二、自然災害ガイドラインの概要

1. 策定の経緯、目的及び性質

(1) 策定の経緯

地震、暴風、豪雨等の自然災害の影響によって、住宅ローン等を借りている個人の債務者や事業性ローン等を借りている個人事業主の債務者は、既存の債務のみならず、新たな債務を負う二重ローンにより、再スタートが困難となる。そのような債務者の再スタートを支援すべく、東日本大震災を契機として、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」（以下「個人版ガイドライン」という）が策定された。

個人版ガイドラインは、東日本大震災のみを対象としていたが、その後も様々な自然災害が発生していた。また、個人版ガイドラインに対しては、被災地の事情が反映されず、被災者に利用しやすい体制が整っていない、被災者への周知徹底が遅れ、かつ、不十分であるとの指

摘があった⁽²⁾。そこで、自然災害ガイドラインは、個人版ガイドラインの運用により得られた経験等を踏まえて、平成二七年九月二日より後に、災害救助法の適用を受けた自然災害を対象とすべく策定・公表された。自然災害ガイドラインと個人版ガイドラインとは、後述するが運営委員会の有無、着手同意という制度設計、特定調停の要否が異なっている。

(2) 目的

自然災害ガイドラインの目的は、災害救助法の適用を受けた自然災害の影響により、既存の債務を弁済できなくなり、法的倒産手続の要件に該当することになった個人の債務者について、法的倒産手続によらずに、主として金融債務に係る債権者との合意に基づき、債務の減免等を含むとする債務整理を行うための準則を定めることにより、債務者の生活や事業の再建を支援し、被災地の復興・活性化に資することを目的としている（GL1）。

(3) 性質

自然災害ガイドラインには、法的拘束力はなく、金融業界の自主ルールであるが、金融機関等である対象債権者⁽³⁾は、自然災害ガイドラインによる債務整理に誠実に協

力することとされている（GL 2 (1)(2)）。

2. メリット

自然災害ガイドラインに基づく債務整理を行った対象債務者^④について、対象債権者は、当該対象債務者が債務整理を行った事実その他の債務整理に関連する情報を信用情報機関に報告、登録しないこととされている（GL 10 (1)、Q & A 10 - 3）。これによつて、対象債務者には、債務整理後、新たな住宅ローンや事業性ローンを借り入れて、生活や事業の再建にとりかかることができるというメリットがある。

自然災害ガイドラインによれば、事案ごとに、登録支援専門家が^⑤ついて、手続を支援することとなる（GL 4 (2)、Q & A 4 - 1）。登録支援専門家の報酬や費用は、ガイドライン運営機関を通じて国から支出されることとなることから、無償で登録支援専門家による支援を受けることができる点は、債務者にとつてのメリットである。

また、自然災害ガイドラインによれば、対象債務者は、破産手続において、「自由財産」として扱われる財産を手元に残すことが可能となっており、被災者生活再建支援金、災害弔慰金・災害障害見舞金は自由財産に含まれ

る（GL 8 (2)①ハ、Q & A 8 - 9）。「自由財産」には、上限五〇〇万円を目安とする現預金や、上限二五〇万円を目安とする家財保険金も含む運用となっており^⑤、自由財産の範囲が広く認められている点も、債務者にとつてのメリットとなっている。

そして、自然災害ガイドラインによれば、対象債務者の対象債権者に対する債務を主たる債務とする保証債務がある場合、主たる債務者が通常想定される範囲を超えた災害の影響により主たる債務を弁済できないことを踏まえて、事情を考慮し、保証債務の履行を求めないこととされている（GL 8 (5)、Q & A 8 - 13）。この点についても、債務者にとつてのメリットとなっている。

これに対して、自然災害ガイドラインによる債務免除に対応する債権放棄については、直ちに、全額、税務上の損金に算入することができ、金融機関にとつてのメリットとなっている^⑥。

3. 自然災害ガイドラインの関係者

(1) 対象債務者

対象となる債務者は、個人であり、法人は除外されている（GL 3 (1)）。

対象債務者は、①災害による支払不能又はそのおそれ、②弁済についての誠実性・財産状況の適正開示、③期限の利益喪失事由が不存在であること、④対象債権者にとっても経済合理性があること、⑤事業者の場合には再建可能性があること、⑥反社会的勢力ではないこと、⑦免責不許可事由がないことという要件全てを満たす必要がある（GL3(1)）。

まず、①の要件における「支払不能」は、破産手続における「支払不能」（破産法二条一項）と同義であり、「支払不能のおそれ」は民事再生手続における支払不能のおそれ（民事再生法二条一項）と同義である（Q & A 3-2）。

次に、②の要件については、債務整理の申出書、財産目録及び債権者一覧表において、各記載に虚偽があると認められる特段の事情がない限り、満たすこととなる（Q & A 3-3）。

また、③の要件については、災害発生前に期限の利益喪失事由がないことが求められるが、災害発生前に期限の利益喪失事由が発生していたとしても対象債権者が同意した場合には、③の要件を満たすこととなる（Q & A

3-4）。

そして、④の要件の例としては、債務整理の申出の時点で、破産手続や民事再生手続と同等額以上の回収を得られる見込みがある場合である。対象債権者にとって経済合理性のある調停条項案の作成が明らかに見込めない場合には、特定調停成立の見込みがないことが明らかであることから、④の要件は満たさない（Q & A 3-5）。

さらに、⑤の要件は、債務者が債務整理の申出時又はその直後に提出する必要書類の記載において、災害発生前の事業の状況に照らして要件に該当しないことが明らかである等の特段の事情のない限り、満たすこととなる（Q & A 3-6）。

(2) 対象債権者

対象債権者の範囲は、金融機関等（銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農業協同組合、漁業協同組合、政府系金融機関、貸金業者、リース会社、クレジット会社及び債権回収会社並びに信用保証協会、農業信用基金協会等及びその他の保証会社等）としつつ、必要な際には他の債権者も含むことになる（GL3(2)）。

(3) 登録支援専門家

自然災害ガイドラインに基づく債務整理を的確かつ円滑に実施するために、債務者及び債権者のいずれにも利害関係を有しない中立かつ公正な立場で自然災害ガイドラインに基づく手続を支援する者が登録支援専門家である（GL 4 (1)）。登録支援専門家は、弁護士、公認会計士、税理士及び不動産鑑定士であつて、登録を受けた者をいう（GL 4 (2)）。

調停条項案において債務の減免を要請する内容が含まれる場合における調停条項案の作成等については弁護士である登録支援専門家のみが業務を行うことができる（GL 4 (2)）。

個人版ガイドラインにおいては、運営委員会が被災者からの受付や要件該当性の確認、債権者調整等を行っていたが、自然災害ガイドラインにおいては運営委員会が置かれておらず、登録支援専門家が債権者調整を主体的に行うことが求められている^⑦。登録支援専門家は、破産管財人と類似する立場にあるとの指摘もなされている^⑧。

4. 手続の概要

(1) 手続着手の申出

対象債務者は、対象債権者のうち、当該対象債務者に對して有する債権の元金総額が最大の債権者（以下「主たる債権者」という）に對して、自然災害ガイドラインに基づく手続着手の申出をし、手続着手の申出を受けた主たる債権者は、手続着手の申出を受け付けてから一〇営業日以内に、自然災害ガイドラインに基づく手続に着手することへの同意又は不同意の意思表示を書面により行うこととなる（GL 5 (1)）。主たる債権者は、対象債務者が自然災害ガイドライン三項(1)に規定する要件のいずれかに該当しないことが明白である場合を除いて、当該申出への不同意を表明してはならず、不同意を表明する場合にはその理由を当該書面に明記しなければならない（GL 5 (1)）。

個人版ガイドラインにおいては、被災者からの受付は運営委員会が担っていたが、自然災害ガイドラインにおいては、主たる債権者が被災者からの受付に相当する手続着手の申出に對応することになっている。

(2) 登録支援専門家の委嘱

自然災害ガイドライン五項(1)の同意書面を受領した対象債務者は、各地の各団体を通じて、ガイドライン運営機関に対し、登録支援専門家を委嘱することを依頼し、各団体による推薦により、ガイドライン運営機関は、推薦を踏まえて速やかに登録支援専門家の委嘱を行うこととなる（GL5(2)）。

(3) 対象債務者への通知と必要書類の作成

ガイドライン運営機関より委嘱を受けた登録支援専門家は、委嘱を受けた日から三営業日以内に、委嘱の事実を証する書面を添付して、委嘱を受けた旨を対象債務者に通知する（GL5(3)）。

また、登録支援専門家は、債務整理の申出と同時に又は申出後直ちに、全ての債権者に対して、財産目録、債権者一覧表その他の申出に必要な書類（以下「必要書類」という）を提出することから（GL6(2)）、必要書類の作成を行うこととなる。

(4) 債務整理の開始等

必要書類について準備が完了した後に、登録支援専門家は、全ての対象債権者に対して、自然災害ガイドライ

ンに基づく債務整理を書面により同一の日に申出を行い、同時又は申出後直ちに、全ての対象債権者に対して、必要書類を提出する（GL6(1)(2)）。債務整理の開始の申出によって、対象債務者による通常的生活外又は事業過程外の資産の処分、対象債務者の債務消滅や物的人的担保の供与等が禁止される「一時停止」の効果が生じる（GL7(1)）。

(5) 調停条項案の作成及び提出

対象債務者は、原則として、債務整理の申出から三か月以内に、自然災害ガイドライン八項(2)から(5)の事項を記載した調停条項案を作成の上、登録支援専門家を經由して、全ての対象債権者に提出することになる（GL8(1)）。調停条項案のパターンには、①自由財産とされる財産等を除くすべての資産を処分・換価した金員、あるいは処分・換価する代わりに「公正な価額」に相当する額を弁済し、その余の債務を免除する清算型（破産に近い仕組み）、②債務者の生活実態を踏まえた弁済能力から弁済総額を決定し、将来の収入の中から、月々決められた金額を債権者に弁済していき、その余の債務について減免を受ける将来収入弁済型（個人再生に近い仕組み）

み）、③事業から生じる将来の収益による弁済について事業の再建・継続を図ろうとする個人事業主が債務の減免を求める場合に策定する事業継続型がある^⑨。将来収入弁済型の要件を満たす場合でも清算型を選択できること、将来収入弁済型よりも清算型の方が弁済額が低額となることが多いことから、多くの事案では清算型が選択されている^⑩。

また、対象債務者は、登録支援専門家の支援を受けて、調停条項案の提出前に、対象債権者等との事前協議を行い、対象債権者から調停条項案への理解を得るように努め、調停条項案の提出後、全ての対象債権者に対して、調停条項案の説明、質疑応答及び意見交換（以下「調停条項案の説明等」という）を書面の交付や債権者説明会を開催して行うこととなる（GL8(6)(7)）。

対象債権者は、原則として、調停条項案の説明等がなされた日から一か月以内に、対象債務者及び登録支援専門家に対して、調停条項案にかかる同意あるいは同意の見込みの旨又は不同意の旨を書面により回答することとし、登録支援専門家はその結果をとりまとめ、速やかに全対象債権者に通知することとなる（GL8(8)）。

調停条項案に対して、期間内に対象債権者の全ての同意又は同意の見込みが得られず、かつ調停条項案の変更など適宜の措置を協議しても合理的な期間内に同意又は同意の見込みが得られないときは、自然災害ガイドラインに基づく債務整理は不成立となり、対象債務者は、登録支援専門家を經由して、全ての対象債権者に対して債務整理の不成立について書面で通知することとなる（GL8(9)）。

(6) 特定調停の申立て

全ての対象債権者から同意あるいは同意の見込みを得た対象債務者は、簡易裁判所に対し、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律三条一項に基づき特定債務等の調整に係る調停の申立てを行う（GL9(1)）。

特定調停手続が終了した場合、対象債務者は、裁判所から調停成立調書その他特定調停手続が終了したことを証する書面を入手するとともに、登録支援専門家に対して、当該特定調停手続が終了したことを証する書面の写しを付して速やかにその結果を通知する（GL9(2)）。個人版ガイドラインにおいては、弁済契約書を取り交

わすという運用をしていたが、自然災害ガイドラインでは、特定調停の調停成立によって手続が終了することになる。

5. 利用状況と債務整理終了までの期間

自然災害ガイドラインを用いた債務整理の利用状況は、令和六年六月末時点で、登録支援専門家に手続支援を委嘱した件数は、自然災害案件一三五四件、コロナ案件二四七三件の合計三八二七件、債務整理成立件数は、自然災害案件が五九六件、コロナ案件が四四六件の合計一〇四二件となっている¹¹。

自然災害ガイドラインを用いた債務整理終了までの期間は、一年前後が多いが、短いもので半年、長いものだと二年を超えるとのことである¹²。

三. 検討

自然災害ガイドラインは、自然災害による個人の二重ローン問題に対処すべく、個人版ガイドラインでの経験や問題点を踏まえて策定され、その後の自然災害の際にも用いられ、実務の運用も安定してきているように思われる。したがって、自然災害による個人の二重ローン問題に対処するためには、基本的には、自然災害ガイドラ

インで対応すべきである。

もつとも、自然災害ガイドラインにおいては、個人版ガイドラインと異なり、運営委員会が置かれていないことから、債権者が着手の申出を受付け、債権者の調整を登録支援専門が行うため、債務整理の手続を金融機関等及び登録支援専門家に委ねる仕組みとなっている。また、自然災害ガイドラインは、個人版ガイドラインと異なり、弁済契約書の取り交わしではなく、特定調停の調停成立によって手続が終了することとなっている。そのため、大規模な自然災害が広範囲で生じた場合には、甚大な被害が発生して、自然災害ガイドラインによる手続が多数申立てられ、金融機関等、登録支援専門家、簡易裁判所も被災することも想定され、自然災害ガイドラインに基づく債務整理手続に、対応できない事態も生じうる¹³。そこで、自然災害による個人の二重ローン問題について、自然災害ガイドラインのみでの対応が困難な場合における新たな仕組みを事前に検討しておく必要がある¹⁴。

先行研究においては、日弁連の提言を参考に、自然災害ガイドラインによる被災者の債務の減免を進めることを基本として税金投入の機会を限定しつつ、大規模な災

害時に限り、特別法による債権買取機構による対応を検討する方向性は妥当であるとの指摘¹⁵、大規模災害時には、ガイドラインの解釈や事実認定に意見の相違がある場合にその調整をはかる第三者機関の創設が必要との指摘¹⁶がなされている。

大規模災害時における個人の二重ローン問題に対処するための仕組みを考える際に参考となるのが、法人の場合の自然災害による二重ローン問題に対処するための仕組みである。

東日本大震災においては、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構（以下「支援機構」という）及び産業復興相談センター・産業復興機構によって、能登半島地震においては、能登半島地震復興支援ファンド投資事業有限責任組合（以下「能登半島地震復興支援ファンド」という）¹⁷によって、法人の二重ローン問題への対処がなされている。

支援機構は、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（以下「支援機構法」という）に基づき設立され、東日本大震災による被害により過大な債務を負っている事業者につき、金融機関等が有する債権の買取り等を通

じ、債務の負担を軽減しつつ、その再生を支援することを目的としている（支援機構法一条）。支援機構の株主は、預金保険機構及び農水産業協同組合貯金保険機構である（支援機構法四条一項）。支援機構は、借入金又は社債発行により資金を調達し（支援機構法二九条）、借入金については政府保証がなされている（支援機構法四〇条）。支援機構による支援の対象事業者からは、大企業、第三セクターは除外されている（支援機構法一九条一項）。支援機構による支援の内容は、①金融機関等からの債権の買取りと買取り後の弁済猶予、債務の一部免除等の旧債務の整理、専門家の派遣・助言、②債務保証、出資、つなぎ融資等による新事業の支援である（支援機構法一六条一項）。債権の買取価格は、対象事業者の経営状況の実績や見通し、被災地域の復興の見通し、対象事業者の経営改善策等から、事業再生計画期間に応じて最長一五年のキャッシュ・フローを算定し、これを一定の割引率で現在価値に割り引き、その総額を買取価格とする方法（DCF法）としつつ、DCF法による価格算定が難しい場合には、簡易な算定手法として、再生支援の期間中の当該債権に係る元利金の回収可能価額と

再生支援の完了時の当該債権に係る担保財産の価額を勘案したりファイナンス価額との合計額を一定の割引率を用いて現在価値に割戻す手法により算定する¹⁸⁾。令和六年三月末日現在、支援機構が支援決定をしたのは七四七社であり、支援完了したのは三四四社となっている¹⁹⁾。

能登半島地震においては、独立行政法人中小企業基盤整備機構が石川県や地域金融機関等と共同で出資し、能登半島復興支援ファンドを設立し、事業者の債権買取・出資支援によって復興を支援している²⁰⁾。

以上のように、自然災害による法人の二重ローン問題への対処の仕組みとしては、国や地方公共団体が関与し、株式会社や投資事業有限責任組合を用いた金融機関等からの債権の買取等という仕組みが存在している。そして、国や地方公共団体が関与し、株式会社や投資事業有限責任組合を用いた金融機関等からの債権の買取等という仕組みは、東日本大震災や能登半島地震の際にも活用され、そのノウハウも蓄積していよう。また、国や地方公共団体が関与し、株式会社や投資事業有限責任組合を用いた金融機関等からの債権の買取等による支援という仕組みであれば、個人の債務整理手続につき、債務整理手続の

関係者が被災して、自然災害ガイドラインによる債務整理手続が行えない場合でも、対処することができよう。

そうであれば、大規模な災害により、個人の二重ローン問題への対処につき自然災害ガイドラインで対応が困難な場合には、法人の場合を参考に、国や地方公共団体が関与し、株式会社や投資事業有限責任組合を用いた金融機関等からの債権の買取等という仕組みで対処することが考えられる。

四．おわりに

本報告では、南海トラフ大地震や首都直下型地震などの大規模自然災害が発生し、個人の二重ローン問題について自然災害ガイドラインのみでは対処できない場合に、自然災害ガイドライン以外の手段について、自然災害ガイドラインの概要を確認した上で、法人の二重ローン問題に対処するための仕組みを参考にして、検討した。

本報告の結論としては、大規模な自然災害により、債務者のみならず、手続に関与する金融機関等、登録支援専門家、簡易裁判所も被災し、自然災害ガイドラインのみでは対応が困難な場合も起こりうることから、そのような場合には、法人の場合を参考に、国や地方公共団体

が関与し、株式会社や投資事業有限責任組合を用いた金融機関等からの債権の買取等という仕組みで対処できるというものであった。

もつとも、本報告では、自然災害ガイドラインと、国や地方公共団体が関与し株式会社や投資事業有限責任組合を用いた金融機関等からの債権の買取等という仕組みとの関係や、自然災害ガイドラインと法人の私的整理手続を定めた「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」との連携については検討できなかった。この点については、他日の検討課題としたい。

- (1) 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会（平成二七年一二月）「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」。また、本ガイドラインについては、（令和二年一〇月改正）「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」Q & A（以下「Q & A」という）で詳細が示されている。
- (2) 日本弁護士連合会（二〇二五年一月一九日）「災害時の二重ローン問題対策（個人向け）の立法化を求める意見書」六一八頁
- (3) 特定調停手続により本ガイドラインに基づく債務整

理が成立したとすれば、それにより権利を変更されることとが予定されている債権者として本ガイドライン三項(2)に定める者をいう（GL2(2)）。

- (4) 本ガイドライン六項(1)に基づく債務整理の申出を行うおうとする債務者をいう（GL5(1)）。
- (5) 全国倒産処理弁護士ネットワーク『ガイドラインによる個人債務整理の実務Q & A一五〇問』（金融財政事情研究会、二〇二三年）二二三―二三四頁（小向俊和）
- (6) 石毛和夫「『自然災害債務整理ガイドライン』コロナ特則の解説」金法二二五四号（二〇二二年）一〇頁
- (7) 全国倒産処理弁護士ネットワーク・前掲注(5)一八五頁（小向）
- (8) 榎崇文ほか「自然災害ガイドラインの概要―手続の流れと対応のポイント―」債管二六巻一号（二〇二二年）一二七頁
- (9) 全国倒産処理弁護士ネットワーク・前掲注(5)二二八頁（霜越優＝高橋博明）
- (10) 全国倒産処理弁護士ネットワーク・前掲注(5)二二九頁（霜越＝高橋）
- (11) 一般社団法人東日本大震災・自然災害被害者債務整理ガイドライン運営機関ウェブサイト（<https://www.dgl.or.jp/utilization/>）（最終閲覧二〇二四年八月一〇日）
- (12) 自然災害ガイドライン実務検討チーム「おさえておきたい自然災害ガイドラインの全体像」金法二二三七・

二二三八号（二〇二四年）四九頁

(13) 日本弁護士連合会・前掲注(2)一六頁、濱田絵美「自然災害債務整理ガイドラインの現状と今後の在り方」法政論叢五九卷一号（二〇二三年）七七頁

(14) 日本弁護士連合会・前掲注(2)一頁は、大規模災害時の個人の二重ローン問題を解決するためには、債権買取機構とADR機関についての立法化が必要であると提言している。

(15) 濱田・前掲注(13)七九頁

(16) 榎崇文ほか「自然災害債務整理ガイドライン・コロナ特則の現状と課題―コロナ特則適用開始から一年を振り返って―」金法二二七五号（二〇二二年）二三頁

(17) 自然災害ガイドライン実務検討チーム「自然災害ガイドラインの適用範囲と対象」金法二三三九号（二〇二四年）五八頁

(18) 支援機構ウェブサイト（www.shien-kiko.co.jp/summary.html）（二〇二四年八月二〇日最終閲覧）

(19) 支援機構ウェブサイト（www.shien-kiko.co.jp/pdf/240718shien-kiko_pressrelease.pdf）（二〇二四年八月一五日最終閲覧）

(20) 中小企業庁ウェブサイト（https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2024/240524_kikan.html）（二〇二四年八月一五日最終閲覧）

災害復興関係ガイドラインに関する研究（小野寺）

VI. 第三報告に対するコメント

（中島弘雅）

一・金澤報告の問題意識

自然災害によって自宅や事業所を失った個人債務者が直面する問題として、自宅や事務所を再建する際に、金融機関等に対して負っている既存の債務に加えて、新たに債務を負うこととなる、二重ローンという問題がある。この個人債務者の二重ローン問題に対処するために策定されたのが、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」（「自然災害ガイドライン」という）である。

自然災害ガイドラインの目的は、自然災害により、既存の債務を弁済できなくなり、本来、法的倒産手続（破産や民事再生等）を利用しなくなってしまう個人債務者について、法的倒産手続によることなく、主として金融債権者との合意に基づき、債務の減免等を内容とする債務整理を行うための準則を定めることで、個人債務者の生活や事業の再建を支援し、被災地の復興・活性化に資することにある。自然災害ガイドラインが策定さ

れたのは、自然災害に遭遇した個人債務者の再スタートを支援するために、既に東日本大震災を契機として策定されたガイドラインとして、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」（個人版ガイドライン）があるが、それでは不十分なためである（例えば、被災地の事情が反映されておらず、利用しやすい体制が整っていないこと、被災者への周知徹底がなされていないか不十分なこと等）。

しかし、金澤報告は、更に、大規模な自然災害が発生した場合に、個人債務者の二重ローン問題を解決するためには、自然災害ガイドラインでは十分に対応できない場合があるという問題意識から、東日本大震災を契機として策定された、法人債務者の二重ローン問題に対処するための仕組み（すなわち株式会社東日本大震災事業者再生支援機構〔支援機構〕および産業復興相談センター・産業復興機構〔産業復興機構〕）による支援の仕組みを参考に、個人債務者の二重ローン問題の対応策を検討するいうものであった。以下、自然災害ガイドラインと金澤報告について若干のコメントを行う。

二．自然災害ガイドラインの概要に関するコメント

・対象債務者にとつてのメリット

①対象債権者は、当該対象債務者について、債務整理を行った事実その他の関連事実（ブラック情報）を信用情報機関に報告、登録しない。そのため、新たな借り入れが可能になる。

②事案毎に登録支援専門家が付いて手続支援が進められる。

③登録支援専門家の報酬・費用は、無償。これは大きい。

④対象債務者には、かなり多額の「自由財産」が残る。

⑤保証人が付いている場合、保証債務の履行を求められない。

・対象債権者にとつてのメリットとして、債権放棄をした場合、税務上の損金参入が可能になる。

・自然災害ガイドラインの関係者に関する疑問

「登録支援専門家」には、どの程度の力量、経験を持った専門家が選ばれるのか、はつきりしない。

・自然災害ガイドラインの利用状況は必ずしも多くなく、二〇二三年一二月末時点で、自然災害ガイドラインに

ついて、登録支援専門家に手続支援を委嘱した件数は一二二〇件、債務整理成立件数は五九一件である。

三・金澤報告についてのコメント

・自然災害ガイドラインの特徴

①債務整理手続を金融機関と登録支援専門家に委ねる仕組みを採用している。

②自然災害ガイドラインの手続は、特定調停の成立によって終了する。個人版ガイドラインとは異なり、弁済契約書の取り交わしによってではない。

ただ、そうすると、大規模な自然災害が発生したときは、個人債務者だけでなく、金融機関、登録支援専門家、裁判所も被災するおそれがある。この場合、自然災害ガイドラインでは対応は困難ではないか。別の仕組みを検討しておく必要があるのではないか。

金澤報告は、この点につき、①特別法に基づく債権買取機構による対応を検討する必要がある、②ガイドラインの解釈や事実認定に意見の相違がある場合の調整のための第三者機関の創設が必要である、という点を指摘する。

更に、金澤報告によると、個人債務者の二重ローン問

題に対処するための仕組みを考える際に参考となるのが、東日本大震災による法人債務者の二重ローン問題に対処するための、東日本大震災事業者再生支援機構および産業復興相談センター・産業復興機構と、今回の能登半島地震による法人債務者の二重ローン問題に対処するための能登半島地震復興支援ファンドであるという。

・支援機構（株主は預金保険機構と農水産業協同組合貯金機構）による支援の内容は、①金融機関等からの（不良）債権の買取りと弁済猶予、債務の一部免除等の旧債務の整理、専門家の派遣・助言、②債務保証、出資、つなぎ融資等による新事業支援、からなる。

・今回の能登半島地震後には、独立行政法人中小企業基盤整備機構が、石川県や地域金融機関等と共同で出資し、「能登半島復興支援ファンド」を設立し、事業者の債権買取・出資支援によって能登半島復興を支援している。

こうした国や地方公共団体が関与し、支援団体が金融機関等から債権を買取りと出資することによる支援という仕組みは、個人の債務整理手続につき、関係者が被災し、自然災害ガイドラインが利用できない場合にも、

個人債務者に対して支援ができるのではないか、というのが、金澤報告の結論である。傾聴に値する提言であり、私も賛成である。

ただ、日本国財政を管轄する財務省の財政制度審議会（財務相の諮問機関）では、近時、被災地の復興は「将来の需要減少や維持管理コストも念頭に置き、住民の意向も踏まえ十分な検討が必要だ。」との議論がなされており、こうした「過疎地の復興はムダ」「移住を考えよ」的な議論（棄民思想）に対しては厳しく批判していく必要がある。

※本稿は、令和六年度法学部研究費「学術研究費（共同研究費）」「災害時の被災者賠償法制と司法が果たすべき役割」（研究代表者 小野寺千世）および令和六年度日本大学特別研究「『災害に強く人にやさしい地域共創拠点』の構築を目指した Cyber-Physical System の開発」（研究代表者 浅井朋彦）の研究成果の一部である。

日本法学 第九十卷 索引

論 説

営業秘密侵害の性質決定

——EUの契約外債務の準拠法に関する抵触規則をめぐる学説を参考に——……………セレナ・フランコ…一（一）

株主提案権の現在実相

——人権DDと株主アクティビズムの最新動向を踏まえて——……………菅原 貴与志…二（一）

「他人の番号の下での行為」の類型化と

契約当事者の確定……………田中 夏樹…二（一七）

——番号と氏名の機能比較を通じた検討——

近世イングランド土地法における土地移転方式

——バーゲン・アンド・セールとリース復帰権放棄——……………西山 敏夫…二（六一）

民法における分配的解決

——EU法・ドイツ法の比例原則の新たな動向——……………山田 孝紀…二（二七二）

給付危険と対価危険の部分的移転

——民法五六七条一項で移転する「危険」とは何か——

野中貴弘……三（一）

デジタル製品等のアップデート義務

——BGBにおける新たな取扱い——

蓮田哲也……三（一〇四）

履行・追完請求権の制限における

債務者の矛盾行為の考慮

山田孝紀……三（一五六）

営業秘密侵害の国際裁判管轄

——ブラッセルI改正規則下の「不法行為地」に関する学説を参考に——

セレナ・フランコ……四（一）

翻訳

デジタル製品に関する契約……

フォルカー・ミヒャエル・エーニ

デニゼ・パウアー……一（二五）

蓮田哲也 訳

資料

災害復興関係ガイドラインに関する研究……

小野寺千世 編……四（五一）

判例研究

アメリカ大統領選への立候補と合衆国憲法修正一四条三節……………高畑英一郎…二（八三）

——Trump v. Anderson, 601 U.S. 100 (2024)——

取締役の善管注意義務違反と役員賠償責任保険……………黒田佳祐…二（一二〇）
における認識のある法令違反行為免責

〔東京高裁令和2年12月17日判決 令和2年（ネ）第2309号〕
〔保険金請求控訴事件 金判1628号12頁〕

那須雪崩遭難事件の指導者教員の過失責任……………船山泰範…三（四五）

——学校スポーツ事故の一側面——

- (2) 校正は1週間程度で返却しなければならない。著しい返却の遅滞は、次号掲載になることもありうる。

以 上

5. 原稿の作成

- (1) 原稿は、A4用紙に適当な文字数で打ち出す。
- (2) 分量の上限は、文字数で概ね22,000字（刷り上がり約25頁）とする。それを超えるものについては、原則として分割して掲載する。ただし、編集委員会は、他の掲載原稿のページ数を勘案し、その上限の変更を認めることができる。なお半面1ページ大の図表1枚に付き900字を原稿文字数に含めるものとする。
- (3) 連載を前提とする長大な原稿についても、完結分までの完全原稿を投稿するものとする。
- (4) 表題と氏名には、和文表記および欧文表記を併記する。
- (5) 注、参考文献の表記法は、当該分野の慣例に従うものとする。

6. 原稿の提出

- (1) 原稿は、投稿票、要旨（800字程度）と合わせ、デジタルデータで研究事務課に提出する。

デジタルデータは、原則として電子メールの添付ファイルで研究事務課宛に送付する。
- (2) 原則として、投稿締切日を過ぎた原稿は受け付けない。
- (3) 原稿提出後の原稿の差し替えはできない。

7. 審査

別に定める「日本大学法学部機関誌審査要領」に則って行う。

8. 校正

- (1) 執筆者による校正は、原則再校までとする。加筆、訂正は最小限とし、特に再校時に頁数が変わるような加筆や削除は避ける。再校返却の際は、タイトル頁に「校了（または責了）」と明記する。

3. 研究倫理の遵守と権利保護

- (1) 投稿原稿は未発表のものに限る。他誌との二重投稿は認めない。また注釈なく自己の既発表著作と重複する記述をすることは認められない。
- (2) 剽窃、捏造、改ざん等の研究不正を行ってはならない。また投稿原稿については、著作者が適正に表示されていなければならない。
- (3) 研究・調査対象に関する権利保護（資料の使用許諾や個人情報保護に関する同意等）、および翻訳に関する権利について、必要な手続きを投稿前に完了していなければならない。
- (4) 利益相反に関する倫理を遵守するとともに、利益相反情報を申告しなければならない。
- (5) 機関誌に掲載された著作物の著作権のうち、複製権および公衆送信権を日本大学法学部に譲渡する。ただし、著者自身による複製権および公衆送信権の行使を妨げない。

4. 原稿種別

投稿は以下の種別で受け付ける。

- (1) 論説
- (2) 研究ノート
- (3) 判例研究（『日本法学』のみ）
- (4) 特別講演
- (5) 翻訳
- (6) 資料
- (7) 書評
- (8) 雑報

日本大学法学部機関誌執筆要領

令和3年11月18日機関誌編集委員会決定
令和3年12月15日 執行部会議承認
令和3年12月16日 教授会報告
令和4年 4月 1日 施行

1. 本要領の目的

本要領は、日本大学法学部機関誌編集委員会（以下「編集委員会」という）にかかる機関誌に投稿する際の基本的手順について定めるものである。

2. 投稿資格者

- (1) 法学部、法学研究科および法務研究科の専任教員、名誉教授および定年退職した元専任教員
- (2) 以下の者については、編集委員会の審議を経て単著の投稿を認めることがある。なお、投稿に際しては、法学部専任教員の推薦状を必要とする。
 - ① 法学部非常勤講師
 - ② 法学部客員教員
 - ③ 法学部以外の日本大学専任教員
 - ④ 法学部付置研究所研究員および法学部所属の日本大学研究員
 - ⑤ 法学部校友および法学部関係者で研究業績が認められる者
- (3) 学外の研究者は、法学部専任教員の投稿の共著者となることができる。
- (4) 大学院法学研究科博士後期課程学生は、指導教員の許可を得て『日本法学』に「判例研究」を投稿することができる。
- (5) 前4項の規定にかかわらず、退職記念号および追悼論文集については、別の定めによる。

- 本誌に掲載の全ての論文につきましては、以下の Web サイトで PDF を電子公開しております。

日本大学法学部ホームページ (<https://www.law.nihon-u.ac.jp/>)

- 本誌の受入れに関しまして、送付先（住所・宛先等）の変更や受入辞退等がございましたら、以下まで御連絡ください。

<連絡先部署> 日本大学法学部研究事務課

(住 所) 〒101-8375 東京都千代田区神田三崎町 2-3-1
(T E L) 03-5275-8510
(F A X) 03-5275-8537
(E-mail) kenjimu.law@nihon-u.ac.jp

揭載順

セレナフランク	小野寺	大久保	鬼頭	松嶋	金澤	中島
千世	千拓	俊拓	隆泰	弘弘	大祐	弘雅
日本大学准教授	日本大学教授	日本大学教授	日本大学教授(商学部)	日本大学教授	日本大学准教授(商学部)	日本大学研究員

機関誌編集委員会

委員長
副委員長
委員

// // // // // // // //

大生杉池渡山松野中友高小黒加小大石原竹柳
野垣本田辺本島村山岡畑林滝藤野保岡橋山本瀬
久琴竜直徳 雪和明史英聡真雅美拓 正浩
敏絵也史夫直江彦広仁郎明子之典也聡孝介亨昇

日本法学第九十卷第四号

令和七年二月二十日 印刷
令和七年二月二十八日 発行
非売品

編集責任者
日本大学法学会
小田 司

発行者 日本大学法学会
電話〇三(五二七五)八五三〇番

印刷所 株式会社 メディオ
東京都千代田区神田猿樂町二二一四 A&Xビル
電話〇三二(三二九六) 八〇八八番

N I H O N H Ō G A K U
(JOURNAL OF LAW)

Vol. 90 No. 4 February 2 0 2 5

~~~~~  
CONTENTS  
~~~~~

ARTICLE

Serena Franco, *International Jurisdiction of the Violation of Trade
Secrets*
— *Some Perspectives from the Doctrinal Opinions
Regarding EU Brussels I Recast Rules on the Place of
Tort*

MATERIAL

Chise Onodera(ed.), *A Study of Basic Guidelines for Reconstruction*